

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
企 画 課 長		大 久 保 裕 通
財 政 課 長		白 井 真
まちづくり推進課長		細 川 真 示
総 務 課 長		植 野 敏 彦
生 活 安 全 課 長		金 子 幹 雄
住 民 課 長		飯 田 義 光
福 祉 課 長		窪 地 満
高 齢 福 祉 課 長		加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		佐 々 木 正 樹
都 市 整 備 課 長		木 原 晴 彦
建 設 課 長		畠 山 隆
下 水 道 課 長		野 間 宏 紀
教 育 長		正 木 洋
参 事		青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治
保 健 セ ン タ ー 主 幹		湯 木 淳 子

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
-------------	---------

次 長 新 谷 隆 司
主 任 主 事 中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第34号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3畝1丁目地区外污水管新設工事（20-1））

日程第3 第35号議案 工事請負契約の締結について（海田東第1寺迫2丁目地区外污水管新設工事（20-5）1工区）

日程第4 第36号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第37号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 第38号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 第39号議案 平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第40号議案 平成20年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 発議第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案について

日程第10 庁舎建設特別委員会中間報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。4番、岡田議員。

○4番（岡田）おはようございます。4番、岡田です。4点について質問いたします。

まず、後期高齢者医療制度について。後期高齢者医療制度は、長寿医療制度と名前を変えても、高齢者に大きな混乱と落胆を招いています。戦後の復興を支えた人たちに政府は一人ひとりに保険料負担を押しつけ、病気になっても十分な医療も受けられない、

ひどい仕打ちをしています。この制度は一日も早く廃止すべきです。そこで、町長にお尋ねいたします。

1、75歳以上を国保や老人保健から追い出し、別枠の保険制度に囲い込む必要があるのかという問いに政府は「お年寄りには複数の病気にかかり、治療が長期化する」「認知症の人が多し」「いずれ避けることのできない死を迎える」という後期高齢者の心身の特性を挙げ、それにふさわしい医療にすると説明しています。要するに、やがて死を迎えるのだから、お金をかけるのはもったいないということです。そこで、町長はこの政府の見解をどのように思われますか、お尋ねいたします。

2番目に、無年金者をはじめとして、保険料の負担が困難なお年寄りに、県に減免の補助金交付の要請と同時に町独自に減免制度を設けるべきではないか、お尋ねいたします。

大きな2番目に、自衛隊に対する高校3年生の名簿の閲覧について。前回、自衛官の募集で高校生の名簿閲覧請求に海田町も応じたということでしたけれども、個人情報とは公開しないということで、学校の連絡網や名簿など、公にしないようにするという申し合わせもされています。にもかかわらず、公共性の高いものなどの要件に該当しているものであったら、閲覧請求があれば応じるということでした。憲法9条では戦争放棄をうたい、陸海空その他の戦力は保持しないとなっています。子どもたちや親はそうした憲法9条に誇りを持っている人たちも多くいます。そこで、お尋ねいたします。

町長は子どもたち本人や親の承諾なしに名簿の閲覧を許すべきではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目に、本人たちが知らないうちに、自衛隊の勧誘の対象になっていたら、少なからぬ人数の子どもたちや親は町に対する信頼を失いかねません。町では副町長問題もあり、町民の信頼回復に大変苦勞しておられますが、同様に、こうしたことを黙認していたら一層不信感を増すことになると思いますが、いかがお考えでしょうか。高校生の将来の進路決定は個人の希望が最優先のはずです。まして、自衛隊は企業や大学ではありません。住民基本台帳を閲覧させるべきではありません。町長の見解をお尋ねいたします。

自衛隊の訓練について。4月の上旬に自衛隊13旅団で訓練が行われたようですが、市街地、とりわけ13旅団周辺には学校や病院、住宅地が密集しています。そこで銃声とヘリコプターの離発着が繰り返され、周辺住民に恐怖感や不安感を与えています。町長は

この実態をご存じでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

市街地の真ん中の基地ではこうした騒音を伴う危険な訓練はすべきではないと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

銃火器を使うということは、敵がおり、その敵に対して命中率を上げるということではないでしょうか。そうした訓練であれば、大変危険なので、演習場などへ場所を変えてすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

空砲訓練でも、事前に、騒音が響くであろう周辺の住民には時間と訓練内容を最低でも周知すべきではないでしょうか。それができないようであれば、即刻中止するよう申し入れるべきではありませんか。町長にお尋ねいたします。

4番目に、地球環境を守る活動について。広島市では2008年度を温暖化対策行動元年と位置づけ、市域内の温室ガス排出を2050年までに70%削減する長期計画を掲げています。そこで、大学や小学校4校に太陽光発電システムを導入するだけでなく、個人住宅にも5万円の補助をするなどを決めています。海田町ではどのような計画になっているのでしょうか。また、広島市のような補助を検討されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

岡田議員の質問に答弁いたします。

まず、後期高齢者医療制度についての質問でございますが、1点目の75歳以上の方等を対象とした別枠の制度としたことについては、これまでの老人保健法による老人医療の対象者が75歳以上等であったことを踏襲するとともに、医療費の9割部分を公費と現役世代からの支援により国民みんなで支える仕組みにしたものと考えております。現在、国においてはこの制度についていろいろな角度から運用見直しなどの議論がされているところであります。広域連合や町といたしましても、今後の国の動向を注視しながら、現在施行されております法律に基づき事務を遂行しているところでございます。

2点目については、広域連合において、現在国で検討されております低所得者に対する保険料軽減措置の拡充内容により、今後の対応を検討することにしております。また、町独自の減免につきましては、広域連合を構成する1つの町として、単独で行うことはしないように考えております。

続きまして、自衛隊の高校3年生の名簿の閲覧についての質問でございますが、先の

3月議会でも答弁をいたしましたとおり、法令に基づいて閲覧を認めているものであります。ご指摘のような、閲覧をさせることで町民が町に対し信頼を失うとか、一層不信任を増すことになるとは考えておりません。

続きまして、自衛隊の訓練についての質問でございますが、1点目については、住民に危険を与えるような訓練は行っていないと聞いております。また、ヘリコプターの訓練など、騒音を伴う訓練は、安全にも十分配慮をされていると聞いていますことから、訓練の中止を求めることは考えておりません。

次に、2点目の銃火器の訓練についても、特定の場所において、外部に危険の及ばないよう配慮していることから、危険はないものと考えております。

次に、3点目につきましては、大規模な訓練において騒音を発生する場合は訓練時間と内容について周知を図るよう、13旅団に申し入れたいと思っております。

続きまして、地球環境を守る活動についての質問でございますが、町としては、庁舎等施設を新設する場合には太陽光発電システムの導入を検討したいと考えております。なお、個人住宅への補助は考えていません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）国の動向を見守るとのことだったんですけれども、制度が実際に運用されて2カ月余りなんですけれども、今、連日、新聞やテレビなどで中止とか見直しとかとずっと言うておるわけなんですよね。制度が始まって2カ月でもう破綻というか、そういうことをしておるわけなんです。それで、昨日ですか、佐中議員の質問で、200人の方から問い合わせがあったと。200人というたら、行政報告でも二千何人で、1割の方からどうなっておるんだという問い合わせだったんですけれども、これは物すごく大きな数だと思うんです。やはり私たちはこの制度そのものを、小手先の手直しじゃなくて中止以外にないと思うんです。それで、まず保険料のことなんですけれども、いろいろ今まで保険料を納めなかった方も新たに払うようになると。年金が1万5,000円以上ある方は天引きと。所得がゼロの方も払うわけなんですけれども、こういうことについてどういうふうに思われますか。保険料について、今までゼロの方も新たに負担をする、そのことについて。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）保険料は保険制度の基本を支えるものでございますので、被保険者すべての方に賦課し、納付していただくということが受益者負担の原則と考えており

ます。ただし、今もいろいろ政府から案が出されておりますけれども、軽減の措置を低所得者の方には配慮して、この制度を続けていくというふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私は、今まで所得がゼロの方でも保険料を払うということになったら、最低でも町で減免の措置とかそういうふうなことをすべきだと思うんです。これは今は保険料の負担を払ってもらわなければならないということなんですけれども、現役の世代も支援金がぐっと増えておるわけなんですよね。この制度が導入されたことによってそういうふうな。医療がよくなるというので平成18年6月の国会で通ったわけじゃないですからね。医療費をあくまで減らすというのがこの法律の目的なわけなんです。今回診療報酬が改定されて、月に6,000円以上は出ないということで、1割ですから、600円で例えば検査なり何なりしようと思ったら、その6,000円の中でやらなくてはならないと。当然、複数の検査をしようと思ったら、できないわけですからね。そうなってくると、医療の抑制ということにつながるわけなんです。こういうことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今の保険料以外にも、そういう医療の中のものでも、医師会等からの要望等によりこういう見直しも入っておると思いますので、今回の見直しはまた今後もそういうことがあるかもわかりませんが、そのことにより高齢者の方が安心して医療が受けられるような制度になることを町といたしましては望んでおります。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）当然海田町でなくてほかの市町村もすべてそうなんですよね。だから、町が声を上げてほしいんです。国にこういう制度、今大変なことになっているから、高齢者の医療が守られない、そういうことを声を大にして国の方にも積極的に上げてほしいと思うんです。そういうことでやはり国を動かすことができると思うんですけれども、そういうお考えはどうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては今、高齢福祉課長の話にありますように、現在国でも慎重にまた見直し案を含めて審議をされております。また、広島県におきましても広域連合を含めて、海田町では議長が委員となっていておりますが、そういうことを含めて、我々も町長会等を含めてそういう話をさせていただきたい、こういうふう

に思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私はただ小手先だけの、保険料徴収を半年、1年延ばすというのではなくて、やはりもとの老人保健、これがいいことはないんですけども、どんどんこれも国の負担が減らされてきておるんですけども、そういうことも含めて、中止をして、さらに今度は、まずは一たんもとに戻して、それから、以前の老人保健も新たな制度に変えにゃいけないと思うんですけども、声を大にして町長にそういうことを言ってもらいたいんです。そういうことをすることによって町民の高齢者の皆さんの医療も今までどおり安心して受けられる、そういうふうな状況になると思うんですけども、その辺はいかがですか。もう1度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに町単独で大にしてもなかなか届きにくい、これは現実でございます。それは各町村会とか、政府の附属団体とか、いろんな地区でそういう検討をする機関がございます。そういうところに出たときには十分に、皆さんの意見を聴取したものを発表する機会があればさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは大いにそういうふうな場所を利用してどんどん意見というんですか、本当に高齢者の方は困っておると。保険料を納めなかったら資格証明ですから、その資格証明ということになったら、全額医療費を払うと。医療費を払うお金がないから、保険料も納めないということになりますから。医療機関は医療機関として、今の6,000円を超える部分は、これは病院そのものが負担をしなければならないということで、医療機関そのものも経営的に成り立っていかないということで、広島医師会とか安芸郡医師会でも、今の医療報酬の月6,000円の部分は自粛しようというふうなことを言い出しておるわけですから、やはり医師会なんかとも連携をして、これはぜひともこの制度の見直しとか、小手先だけを変えるんじゃなくて、これはあくまでも撤回してもとの制度に戻すというふうな強い決意で臨んでほしいんですけども、その辺の決意をもう1度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、この制度につきましては今本当にまだはっきりした国の制度が設けていない、今検討中で、いろいろな見直し案というのが検討されて

おりますので、我々の町でできる範囲内のことに対しては一生懸命その進言をするつもりでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）町のできる範囲と言われましたけれども、先ほどの所得のゼロの人も保険料を納めなければならないということで、所得のない人から取る、これは無慈悲というんですか、大変なことなんですよね。そういう人に対しても町の独自の制度というか、そういうものをやはりつくるべきだと思うんです。例えばつくったとしても、それはずっと続くわけじゃないですから、緊急にそういう制度を考えてもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在のところ、国の動向もはっきり定まらんうちに我が町が突出してそうすることは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）つくる考えはないということなんですけれども、やはり最低でも所得のない人というか、そういう人にはぜひともこの制度を率先してでもつくってほしいと思います。

次に、自衛隊の高校生の閲覧なんですけれども、前回、書類がそろっていたら閲覧を拒む理由は別段ないと言われたんですけれども、例えば今回というか、去年は多分6月から7月ごろだったと思うんですけれども、このたびはどうされますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前回答弁したことに対して、そのまま続けていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私はこの問題でも、普通の企業とか学校ではないわけなんですよね。そういうところに対して、本人の知らない間に、家族も知らない間に、本人の将来を左右するようなこと、閲覧ということをさせるべきではないと思うんです。実際に去年も幾つかの自治体で閲覧請求があって、拒否されておるところもあると思うんです。これは町長の権限で拒否できると思うんです。例えば今そういうふうな名簿とか何かというのは幾らでも警察とか自衛隊でもどんどん流出するような時代ですから、そのときに、じゃ、どこから出てきたんやということになって、あれは町からの公開があったんよというふ

うになったら、これは大変まずいことになると思うんです。そういうことも含めて、やはりこういうふうな、本人や家族の了解もなしにするべきではないと思うんですけれども、閲覧をさせないという考えはおありになりませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何度も答弁いたしたとおり、今のところはそういう考えはございません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）どうしてできないんですか、それは。ただ、それは別に法的に問題はないといっても、これは大変なことなんです。そここのところの認識というか、そろっておるから別に問題ないじゃないかと、そういう問題じゃないと思うんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに皆さん方にそれぞれの皆、自分の持論と申しますか、考え方がございますので、それを総合して私が判断させていただいております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）ぜひともこれは、総合的に判断されるんだったら、閲覧はさせないというふうなところで判断をお願いいたします。

それと、自衛隊の訓練なんですけれども、4月の中旬に空砲訓練があったんですけれども、町長はご存じでしたか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）よく聞いております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この訓練そのもの、あそこの周辺には、さっきも言いましたように、病院とか学校とかがあって、バラバラ鉄砲を撃つ連射の音が聞こえるんですよね。もちろん空砲だと思うんですけどね。まさか実弾じゃないわけでしょう。その辺をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も記念行事とかいろんなところに参加させていただいておりますが、実弾は一遍も見たことがありませんし、また、実弾は演習できるような環境ではないというふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）当然そうだと思うんですけれども、じゃ、なぜ、あそこはまちの中なんですよね、基地が広いといっても。その中でそういうふうな空砲でも訓練をする必要があ

ったのか。まして、周辺の方には全然知らされていないと思うんです。その辺はどういうふうになっておるんですか。自衛隊との関係というか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）大きなそういう記念行事とか演習のときには周辺の町にも連絡があつて、我々も参加しておりますし、今現在、13旅団の方で、付近の住民に迷惑のかからない程度の演習と。そういうふうに私は聞いております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）迷惑がかからないというても、あれだけ大きな音がしたら迷惑なんですよね、はっきり言って。だれが考えても、どうなっておるんやということになるんです。全然知らされずにヘリコプターとかが何機も何機も通るとか、機関銃のような音がバラバラするというのは。周辺の学校とかそういうところに与える影響というのは大きいと思うんですけれども、その辺をもう少しね。大きな記念行事とかというても、別に、4月の上旬ですか、あのときはそんなものはなかったと思うんです。ただあそこで何らかの理由で訓練をしたということだけだと思うんですけれども、その辺のところ、すごく迷惑をしておるんです。恐怖感と不安感というんですかね。その辺は、失礼なんですけれども、認識が足らんのじゃないかと思うんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）13旅団の関係はしょっちゅう、私も出かけていたり、向こうから来られたり、いろんな形で協力体制というんですか、いろいろ通達をいただいていますので。別に、逆に考えたら、この2月に起きた山県の奥の方の遭難というか、雪なだれが起きた事故があった、そういうときでもかなり貢献されたというふうに承っております。海田警察の署長さんも含めて、地域の治安のために自衛隊を、警察も町も一緒になってやろうというふうな結束的なことを結んでおります。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それは知事からそういうふうな災害の出動命令が出たら、それは行かにかいけんということになっておるわけなんです。それとこれとは全く違うわけなんです。やはり訓練そのものというのは、相手がおって、それを攻撃するという訓練なわけなんです。そういうふうなのをまちの中で、練習といえども大きな音を出してやるということ。訓練場も八本の方へ行ったらあるわけですからね。そういうところを使わずに、そのまちの中で、学校施設もある、病院もある、周りには住宅、マンションもある、そ

ういうところでやること自体間違いだと思うんですけどね。それは極端に言うたら、いろいろ県とか町も協力してもらっているから大目に見るというふうに思えるんですけども、そんなものじゃないと思うんです。やはり騒音とかそういうふうな、実際に空砲とか、鉄砲の音とか大きな音が聞こえるということ自体もすべきではないと思うんです。そういうことができんのだったら即刻中止してくれということ強く言ってほしいと思うんですけども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、西小学校とか中学校へ行ったときにもいろんな情報とかその話を聞いていますので、随時その点については自衛隊とも一緒になって話をしておる状況でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）例えば今の西小学校とかに行かれたときに、どういうふうに学校側に言っておられたんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題は、よくヘリコプターが飛ぶとかということで、それも消防でも一緒なんですけれども、訓練していないと、いざというときに間に合わないというふうに、我々としても、海田町におけば海田地区での消防訓練と全く同じ形で、自衛隊の方もいざというときにすぐ出られるような平素の訓練じゃないかというふうに受けとめております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）訓練というても、1日に1回ヘリコプターが飛んでいって帰るというふうな訓練じゃないわけなんですよね。それは何機も何機も低いところをずっと上がって、編隊というんですか、1機上がったら、もうちょっとしたらまた2機目が飛んでいくというふうなのでまちの上空を通過していく、こういう状況なんです。町長は前の3月議会でも、自衛隊の創立記念日ですか、あれ1日だけのようなニュアンスのことを言われておったんですけども、1日だけなんですけれども、実際にそういうふうな訓練というのは1週間、10日ぐらい前から毎日毎日やるわけなんですよね。この前の5月5日の岩国の、これは米軍の基地なんですけれども、この訓練も、5日のそれだけはやるんだけれども、訓練そのものはずっと以前から5日に備えてやって、周辺の方は大変迷惑されておるんですよね。ここでも同じことがあるわけなんです。だから、やはり本当に町

なかでそういうふうな訓練をする必要があるのか、するんだったら、どこかほかの演習場とかそういう離れたところでやってくれと、こういうふうなことを強く言ってほしいんです。今の答弁だったら、1日かそこらだけ我慢してくれと。消防の出初め式とかああいうのと同じじゃないかというふうな、同列視されておるようなこともあるわけなので。やはり事故も起きる可能性はないことはないわけなんですよね。昨日もどこか自衛隊の車両が高速道路の上から落下するという、そういう可能性もなきにしもあらずなんです。以前、沖縄の方で米軍のヘリコプターが大学の敷地内に落ちるということもあったわけなんですよね。やはり結構な回数があるわけですから、住宅地の上を通ったら事故が起こらんとも限らんわけですよ。やはりもう少し本当にそういうふうなこと、市街地なんかは飛ぶなど。飛ぶんだったら海側の方から行くとか、いろいろ方策はあると思うんです。そういうことを強く言ってほしいんです。1日、2日だけ仕方がないわというのではなくて、これは本当に生命にかかわることだと思っんです。そういう意味で、安全・安心を守るということで、事故や何か起きてけが人が出たら、それは自衛隊が安全・安心を守ると言っても何にもならんわけですから、そういうことをもう少し強く言ってほしいんですよ。何回も繰り返すようなんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）自衛隊の方にも私も2カ月に1回ぐらいは訪問したり、また来ていただいたりしていろんな話をしますので、そういうことも含めて要望してみたいと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これはやめてくれと、周辺の方は迷惑をしておるんだと、そういう立場で言ってほしいんです。

次に、地球環境を守る活動なんですけれども、新しい庁舎ができたときには太陽光とかということだったんですけれども、海田町が個人的な補助はしないということだったんですけれども、自然エネルギーに対する町の施策、そういうのは何かお持ちなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この地球環境問題も、今朝も7時半から海田市の駅南口周辺で、今日6月5日というのは「環境の日」で、私も参加してそういうことを普及啓発してきたところでございます。また、今日は海田警察も出られまして、交通安全、自動車、盗難問題も含めて、大がかりなキャンペーンになったわけですが、そういうことを含めて、今現

在、地球環境温暖化問題を含めて各自治体もいろんな策を考えていますので、我々もできる限りそれはやってみたいという考えを持っておりますが、やはり、今ご指摘のようなもの、場所と申しますか、建物も、今のものにつけたらどうなるのかとか、今度新しくしたらどうなるかということを含めて検討課題になっておると思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この環境問題というんですか、自然エネルギーを使うというこの問題は、いわゆる政策市場と言われておるらしいんです。いろいろこういうふうな政策を出して、そうすることによって発展するというのか。ほかの、すべてそうなんですけれども、政策をしてからいろんなことができる。特にこの環境問題というのはいわゆる政策市場と言われておるらしいんですけれども、そういうことで、何らかの方針を出して、そこで、例えば一例ですけれども、太陽光発電なんか補助をします。この前まで国で補助する制度があったらしいんですけれども、それがなくなった途端に設置台数が急にすんと落ちたということにあらわれておると思うんです。特に、この前テレビでやりよったみたいなんですけれども、ドイツなんかは物すごく先進国だったんです。今でも、太陽光発電なんかは日本が二、三年ぐらい前までは世界のトップだったらしいんですけれども、今度は最近ドイツに抜かれて、あとずっとじり貧みたいな格好なんですけれども、やはりそれは政策的にドイツはそういうふうな優遇政策を出しておるわけなんですよね。自治体でやる場合でも、1つの自治体でやってもたかが知れておるよということになるんですけれども、それが全国のいろんな自治体に波及することによって、さらに国もそういうことというふうになって、温暖化なんかも少しずつ削減していこうという格好に連動するらしいんですけれども、そういうことも含めてやはり方針というんですか、政策がいつまでに何%削減しますというのはなかなか難しい問題もあるんでしょうけれども、長期の、広島市のように2050年度というような、40数年先の目標を立ててというふうにやっておるわけなんですけれども、海田町でもそういう長期の視点に立ってこういう政策というか、そういうのを立ててもらいたいんですけれども、そういうことをするようなお考えがあるのか、ないのか、まずお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、環境問題とか地球温暖化の問題は今日の社会的な、グローバル化した、国を含めていろんな問題で。今、補助の問題もありましたが、費用対効果の問題でなかなかその効果が上がっていないところと、あるところが極端だとい

うふうに我々も認識しております。そうした中で、それじゃ、我がまちで何をしたらいいかということをもまず先に考えて、また皆さんにもお示ししながらこの問題に取り組んでいきたい、こういうふうに思います。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは比較的新しい政策というか、そういうことになろうと思うんです。その場合でも、費用対効果と言われましたけれども、これはいろんな問題があって、例えば余った電力を買うとか、その買うときには電力会社との契約みたいなのがあって、日本とほかの例えばドイツなんかを比べたら、買う単価なんかも随分違うわけなんです。ドイツなんかはすぐれておるから、飛躍的に伸びてきておるわけなんですよね。そういうのも含めていろいろなところで研究されて、海田町ではこういうふうな政策をしておる、国も何とかせい、もうちょっとやれというふうな格好で、極端に言うたら、国を動かすとかそういうふうなのにしないと、国も京都議定書なんかで物すごく削減する数値を追っておるわけなんですよね。そういうのに海田町、自治体としても少しでも努力するというか、そういうふうにしないと、今のどんどんガソリン価格、原油価格が高騰しておるという中で、これは今からガソリンとかそういうのに頼っておるような状況ではだんだんなくなると思うんです。そのときに有望なエネルギーというか、それはやはり太陽を使うとか風力を使うとかということになっておるんですけれども、もう少し、今からの将来的な新しいエネルギーなんです。そういうのも含めて長期にわたるといいますか、計画を立てて、そして町民の人も、それじゃ、自分も温暖化に役立つのだったらこういうことをしてみようかと。そのときにこういう施策があるということをお示ししながらやるべきだと思うんです。やはりそういうふうな施策・政策を、長期にわたる政策というのを立てて、立てるといってもすぐ簡単にはできないと思うんですけれども、それこそ長期にわたる政策ですから、いろいろなことを研究して立ててほしいんです。そういうことによってまた新たないろんな制度というのがそれに付随してくるわけなんですけれども、そういうことをやはりすべきだと思うんですけれども、そういうところをもう1度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに申し上げますように、環境問題とかそういう数値の問題というのは自治体によって、環境とか場所とか面積によって随分変化しております。例えば海の方の地域でしたら風力発電には非常に効果があるとかね。海田町なんかは風力発電

をやったらどこへ置くのかというて、風の通るところがなかなかないということとか、また、地球温暖化の問題で川の問題とか山の問題も含めて総合的に海田町に合った施策を考えにゃいけんというふうに思っておりますので、それは今おっしゃるように、地球全体、また国全体、海田町全体の大きな問題だと思ひまして、今後いろんなそういう先進地等を含めて研究してやっていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）先進地の研究、お隣の広島市ではもう2050年までですか、今年を元年にして2050年をめどにというのを決めておりますから、やはりそういうのを参考にして、海田町でもそれなりにできるはずなんです。そういうことをして少しでも温暖化を防止する、そういうところに努力をしてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。3番、三宅議員。

○3番（三宅）失礼ですけれども、上着を取ってやらさせていただきます。3番、三宅です。続きまして質問をさせていただきます。今回は3点ほど提出しましたので、予定どおり質問をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

第1点目、中店小学校線と三迫・（仮）三迫第二公園について。中店小学校線とドッキングする広島市安芸区部分の矢野中央線は、ひろでん矢野店までは開通のめどがついております。しかしながら、ひろでん矢野店から海田町月見地区行政界までの380メートル区間は事業計画決定はされておらず、当分の間、予算確保のめどは立っておりません。海田町月見地区は、町道4号線から矢野東地区行政界までの区間は現在、事業計画を平成25年度まで延長し、健全化計画によると、20年度から24年度まで毎年事業が予定され、その事業費は約7億、6億9,698万円にも上っております。その約87%は起債事業であります。これは厳しい行革の折、一たん事業を凍結し、広島市と協議をよくし、広島市の事業計画をよく確認した上で事業を再開すべきではないでしょうか。次に、20年度の予算の概要では、三迫公園は敷地の一部返還とその原状復旧工事などを行い、存続させる公園用地を購入。（仮称）三迫第二公園は規模を縮小する三迫公園の代替機能を持つ公園を整備とあります。三迫公園は3分の1が返還区域で、残りの3分の2で公園の機能を十分に果たすと思いますけれども、どうでしょうか。また、（仮称）三迫第二公園は取り急いでつくる必要がないと考えますが、いかがでしょうか。質問をしてみたいです。

中店小学校線関係で、1点目、広島市と事業についてなぜ突っ込んだ協議をしないのでしょうか。

2点目、行きどまり、迂回のための道路をつくるのは浪費ではないでしょうか。

3点目、これから完了時までの、25年度までを入れて総事業費は幾らかかるのでしょうか。現在の進捗率はどれぐらい行っておるのでしょうか。

4点目、予算審議のとき、買収・補償箇所を明示しないのは議会軽視ではないでしょうか。

5点目、なぜばらばらに用地買収をしていくのでしょうか。

三迫・(仮)三迫第二公園関係について、6点目、三迫公園3年間の総事業費1億7,770万円の積算の根拠はどのようなのでしょうか。

7点目、近くに立派な寺迫公園があり、(仮)第二公園は不要ではないでしょうか。

大きな2点目に参ります。その後のいじめ問題への取り組みについて。海田町では、平成18年12月議会の一般質問の答弁で、いじめ件数は18年11月末現在、小学校では7件、中学校ではゼロ件でした。文科省は06年、平成18年秋に、いじめが社会問題化したことを受け、厳密過ぎたいじめ定義を緩やかにし、正確な実態把握を目指しました。その結果、06年度の件数は全国の小・中・高校などを合わせて12万件に上り、05年度の約6倍にはね上がりました。海田町ではどのようなのでしょうか。次に、最近は「ウザイ」「死ね」、自分を名指しして非難する言葉が突然携帯電話の画面に出てきたらどんな気がするのでしょうか。しかも、だれが書いたのかわからない。これがインターネット上の学校裏サイトにあらわれるいじめです。これらは根絶しなければなりません。次に、見逃せないことは、今年、年明け1月10日ごろ、海田中学で3年生が1年生をカッターナイフで切りつけるという、学舎を震撼させる事件が起こりました。これはいじめ、からかいが原因であり、再発防止、その後の対策はどのようなになっているのでしょうか、質問をさせていただきます。

1点目、いじめ定義見直し後の海田町小・中学校でのいじめの件数はどうだったのでしょうか。

2点目、19年度の調査では「いじめの認知に当たって児童・生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし」などとありますけれども、実行していったのでしょうか、どうでしょうか。

3点目、指導資料「いじめの問題の取り組みについてのチェックポイント」を学校現場ではつけるようにしたのでしょいか、どうでしょうか。

4点目、携帯電話を教員に貸与してネット上のパトロールに乗り出したらどのようなので

しょうか。

5点目、ネット上の学校裏サイトにあらわれるいじめの実態は町内で今どうなのでしょうか。

6点目、有害サイトを制限するため「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」のようなものをつくってはどのようにでしょうか。

7点目、海中事件はなぜ議会への報告が1カ月以上も後になったのでしょうか。

8点目、特別支援生徒へのいじめ対策はその後どのようにしているのでしょうか。

大きな3点目に参ります。前副町長事件の再発防止と町民への信頼回復について。平成20年4月21日9時からの全員協議会で海田町採用事務等改善検討委員会の報告書が出ました。この報告書の総括の中で「今回の事件について検証した結果、職員採用試験のシステム自体、細部については何点か改善を要する箇所があったが、根本の原因は職員採用選考委員会委員長として、職員採用の情報を知り得る立場にあった者がその情報を悪用して行った、倫理意識の欠如によるものである。これは、判決の量刑の理由の中でも『被告人が職員の採用選考に関する情報を知り得る立場にあることを悪用し、各被害者の合格願望や、受験時の出来事について不安に思う心理につけ込んでなされた卑劣な犯行で、職員採用選考、ひいては海田町行政に対する住民の信頼を失墜することのはなはだしい、悪質なものと言うほかない』と裁判官が述べていることから明白である」としております。その中で、再発防止改善策が3点出ておりますが、効果があるのか、あるいは実行していけるのかどうか。これから町政への信頼回復の道のは果てしなく険しいと思わねばなりません。しかしながら、私たちは生き生きとして、明るく、笑いに満ちた役場あるいは海田町をどうしても取り戻さねばなりません。質問をまいります。

1点目、全職員を対象とした倫理研修はどこでどんなことをしていくのでしょうか。

2点目、重要書類の保管はどのようなキャビネットに入れていくのでしょうか。

3点目、内部通報の仕組み（公益通報制度）を整備して早期の導入はできるのでしょうか。

4点目、不正開始の2005年（平成17年）2月から発覚までの2年9カ月間、どうして見抜けなかったのでしょうか。

5点目、今回の副町長の人選は不適格だった。なぜ、この人だと思ったのでしょうか。

6点目、町民への信頼回復は具体的にどのような処方せんを考えているのでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問の1点目、3点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、中店小学校線と三迫公園・(仮称)三迫第二公園についての質問でございますが、1点目、2点目については、広島市の矢野中央線は平成11年に都市計画決定されましたが、市の財政状況から、当初より街路事業ではなく道路事業で整備を行い、今年7月に県道矢野安浦線まで供用開始するというふう聞いております。県道矢野安浦線から自衛隊までの市道に接続する部分も同じく道路事業で整備が行われるようになっております。平成13年7月には海田町の街路事業完成に合わせて、自衛隊前の市道に接続する部分の交差点改良を広島市が行い、国道31号線にタッチさせることで協議が調っておりますので、中店小学校線が海田町域で行きどまりになって終わることはございません。

3点目でございますが、残事業費は16億5,800万円で、進捗状況は32.2%でございます。

4点目につきましては、個人情報保護のため、明示いたしておりません。決して議会を軽視しているものではございません。

5点目につきましては、町の財政状況を勘案しながら予算の範囲内で買収を進めております。

6点目につきましては、用地購入費が約1億6,400万円、施設整備費が約1,300万円の、約1億7,700万円でございます。

7点目につきましては、現在の三迫公園と寺迫公園は都市公園法における設置基準として定めている誘致距離半径250メートルに重複しない距離にあり、また(仮称)三迫第二公園も都市計画マスタープランや緑の基本計画に位置づけられた街区公園で、適切な位置に配置されております。また、三迫公園は都市計画決定された公園であるため、面積を縮小する場合は縮小する面積と同等以上の公園を設置する必要がございますので、再三説明はさせていただいて、三迫第二公園は必要な公園であると思っております。

続きまして、前副町長の件につきましては再三申し上げているところでございますが、まず1点目については、顧問弁護士を講師として、全職員を対象に、信頼される公務員のあり方について実施しますが、現在、実施に向けて日程等を調整しているところでございます。

2点目については、既存の施設できるキャビネット活用を行ってまいります。

3点目につきましては、顧問弁護士を通報先として実施するように、顧問弁護士と現在協議中で、協議がまとまり次第実施したいと考えております。

4点目につきましては、このような事案についての情報が全くなかったためでございます。

5点目につきましては、町職員としての経験、実績等をもとに人選した結果でございます。

6点目につきましては、改善検討委員会でまとめました問題点等の改善事項を忠実に実行して明るい職場にすることが、町民の行政に対する信頼回復につながるものと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長、答弁される前に、プライバシーや人権の問題が絡むことがあるかもしれませんので、気をつけて発言をお願いします。教育長。

○教育長（正木）1点目の平成18年度のいじめ件数でございますが、14件でございます。

2点目のいじめ認知の方法でございますが、学校ではアンケート調査や児童・生徒から直接状況を聞くことなどにより実態の把握をしております。

3点目のいじめ問題の取り組みでございますが、具体的に点検すべき項目につきましては、広島県教育委員会が示しております項目をベースに実施しているところでございます。

4点目のネット上のパトロールにつきましては、現在のところ考えておりません。

5点目のネット上でのいじめにつきましては、その実態の把握に努めております。昨年度、中学校で1件ずつございましたが、保護者と連携をとりながら子どもたちへの心のケアと指導を行い、既に解決しております。

6点目の問題でございますが、広島市ではこの条例を本年7月1日から施行することになっております。この条例が施行された後、その運用状況等について研究してまいりたいと考えております。

7点目につきましては、全員協議会で申し上げたとおり、直ちに議長に報告し、議会への報告時期についての日程調整をお任せしたところでございます。

8点目につきましては、特別支援を必要とする子どもに限らずすべての子どもに対し、個に応じた、よりよい生徒指導に取り組んでおるところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）再質問をしてみたいです。第1点目の中店小学校線と（仮）三迫第二公園についてということで、広島市との事業について、要するにこの計画は広島市が矢野駅から来ておまして、それでどんどんこちらに攻めてきておると。こちらは月見地区ということで、将来的にはドッキングして1つの道路で効果が出るということで、それで、今の説明を聞きまして、矢野安浦線までということで、ここまでは近くできるということをおも把握しておるんですけれども、この前も言ったと思うんですけれども、要するに行政界の月見境までの380メートル、これも今の答弁にありましたけれども、もっと詳しい交渉というか、あれは最近していないんでしょうか。私の聞いた範囲では、しばらくかかるようなことなんですけれども、一番最近のこの380メートルの予定を広島市とのお話はどう聞いておられるのか、もう1度お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）19年の年末に広島市と協議をさせていただいていますけれども、広島市の財政状況等もかんがみまして、なかなか速やかな進捗というようなわけにはいかないという状況でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）たちまちこの380メートル、ひろでん矢野店まではもうすぐということで、交差点のところの隅切りを含めて20年度から3年間ぐらいということで、月見境までの380メートル、事業計画、まだ認可も当然とっておりませんし、経済状況を見ていろんな事業を、2号線とか駅前とかをやっておりますので、予定は全然先だと思えます。その辺は、この380メートルの事業認可、予算の確保とかということは19年度末ということなんですけれども、かなり先だと思いませんか、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今、議員がご指摘のように、認可の件が出てまいりましたが、先ほど町長が申し述べましたように、これは認可の要らない道路事業で広島市が行っておると。都市計画道路として、街路事業として実施していく場合、都市計画決定を打って、それで事業認可を取得して、それでないと補助がいただけない。そういう補助事業として、特定財源を確保しながら進めていく事業として当初は広島市は考えておられましたが、財政状況、その他、市独自のいろいろな課題がございまして、今は一般道路事業として少しずつやっておるということでございます。それで、その時期がかなりかかると。確

かにかかります。ですから、我々の方も一応25年という認可をこのたびいただきました。6年間の延伸でございます。それじゃ、その中ですべてできるのかということでございますが、なかなかこれも難しいと。ですから、広島市のそういう整備状況を勘案しながら、できるだけその時期のずれが少なくなるような方向で考えております。もちろん町の方も財政状況は極めて厳しい状況がございますので、今のところ、補助事業としての最低限の金額で整備を行っていくということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）行政界のところまで、25年度で7億あるいは8億ぐらいになるかと思うんですけども、そこで一応25年度までに用地買収も補償とかも済んで開通させるということでご延長したと思うんですが、そのとおりじゃないんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）先ほども町長が申し述べましたように、残事業費は16億5,800万ぐらいでございます。進捗率も32.2%。これを完全にやっつけようとする、10数年の延伸が必要になってまいります。それ以上かもわかりません。そういうことで、一応いっぱいいっぱい6年の延伸をして、そのときにその事業が完了していない場合はまた認可期間を延伸して事業を継続していくということになりますので、道路がその6年間で完成するというのは非常に困難だと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）海田町が行政界までできたとしても、やっぱり広島市の予定をよくよく確認してからどんどんやっていくというのが本当じゃないかと思うんです。広島市は私も本庁と安芸区役所と農林建設へ行って話をするんですけども、今の広島市のほかの箇所が2号あるいは、言いましたように駅前とか新球場とか、高架もありますし、まだまだ相当予算化というのは先の話だろうと思うんです。余力んでもということで、町内でも駅前も始まりますしということでお金が要るんですから、もう少し見きわめ、話をしてからというのが、19年の末に会って話をされたということなんですけれども、もっともっと細かい予定を聞いていくべきじゃないんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）協議は、議員が行って聞かれたということは当然我々も承知しております。協議も数カ月に何回かはやっております。それで、じゃ、なぜうちの方が事業をそれまで長期休止できないのかといいますと、先ほど言いましたように、広島市は都市

計画決定は打っておりますが、事業認可は打っておりません。それで、一般道路事業でやっておられます。私の方は事業認可を打っております。そういう関係で、事業の長期にわたる休止は都市計画法上絶対にできないということになりますので、最低限の補助事業として事業を進めておるといってございまして、それまで待つよということとは都市計画事業上は非常に難しいということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）一般の町民の目線に立ってみまして、ちょうどファミリーマートのところで一段落ついているわけですね。迂回して31号線、たとえこれができる、あそこの矢野境のところから31号線にということになるかどうかと思うんですけども、ちょっとやっぱり考える余地がある。事業のあれがどうのこうのと言われますけれども。だと思っただけですけどもね。恐らく広島市の方はこれから380メートルを事業とか予算をとってとか、私が話した感じでは、10年は予算はとらないで、380メートル区間は作業とか交渉をしてくるのは10年以上は先になるんじゃないかとは思ったんですが、そう思いませんか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）広島市の懐ぐあいまで推察はできませんけれども、海田町におきましても25年まで延伸はいたしましたけれども、先ほど申し上げますように、現在の財政状況では25年までに完結するというようなわけにはもちろんいきません。先ほど部長も再三答弁しておりますように、事業採択がされる最低限の事業を進めていながら、またその時期に延伸を図って整備をしていくということで現在考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）4番ですけども、買収箇所。9月に補正で出たときには、議会から指摘がありまして、資料の買収箇所、補償箇所が出てきたわけなんですけれども、議会はやみの集団ではないので、買収・補償箇所ははっきり提示して、それで、今、答弁がありましたけれども、軽視ではないと言われるんですけども、やはりここを買収しますというのは出すべきじゃないですか。9月は確かに議会の方から指摘があつて、最後に持ってこられましたけれども、正式な予算のときにここをというのを出すのが本当じゃないでしょうか。もう1度。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）最初に町長が答弁いたしましたように、やはり個人情報が入り込んでおられる状況でございますので、場所とか金額とかをリークするような形になり

ますので、それは提示が適切ではないというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）わからないんです。この前のまちづくりの条例のところでも個人情報かどうかのこのというてぎくしゃくがありましたけれども、やっぱり税金を2,000万、3,000万ということで、はっきり明示するのが普通だと思うんですけどね。わからないですね。

それから、5番目の用地買収です。私も現地に再三行くんですけども、矢野東境まで買ってあります。フェンスで囲ってあります。やまよしさんのところも、ファミリーがあって、道路を渡ってやまよしさんがあって、買い方がばらばらなんですよね。研究してみまして、長さがあつたら、1工区、2工区、3工区とか、細切れにして買っていくのが、勉強しておる間に、ベターなんです。実際に今、現地に行って、ばらばらでしょう。きちんと買っていけば、そこまでは部分供用しようと思つたらできるわけです。今のようにばらばらだったらもうばらばらなんです。もう少し整然と買う手だてはないんですか、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）議員ご承知のように、この事業は毎年度、予算を組んでやっております。事業費が潤沢にある時代ならばそういう1つずつ攻めて、2億かかろうが、3億かかろうが、やっていけます。ただ、町の財政状況もこのような状況でございますし、先ほども申しましたように、最低限の事業費をもって事業を進めておる状況の中で、これは用地購入費並びに移転補償費があります。そういう中を先に各年度の事業費が定まつた中でそれをどのように消化していくか、こういうことでばらばらな購入・補償と。そういう範囲の中でおさめることでそれを事業執行しております。それで、どちらにしても、工事関係ならば1工区、2工区もありましようが、事業認可をこの区間でとっておりますので、その中で泳がせていただいております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）でも、月見地区の工区は長さが二、三百メートルあるはずなんですよね。でしたら、100メートルぐらい細切れに区切って、手前からきちんと買っていけば。それにしても、ばらばらに買っているという、はなはだしいと思うんですけどね。それと、全体の買収、工場もあります、駐車場のようなところもあります。買収の持ち主さんの意向を、全体の把握的なようなことは聞けるとか、どのようにとらえておられますか、今現在。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）それぞれやはり温度差は幾分かあろうと思います。それは用地交渉、相手方がおることですし、その熟度も踏まえながら用地交渉をさせていただいて、予算の範囲内で、買えるところから買っていくという方向でやらせていただいています。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）前回も聞きまして、三迫公園の方は3分の2が残るということで、都市計画のマスタープランとか緑の計画などなどで、なくすわけにはいかないということなんですけれども、私は現地に行って見て、頻度から見ましても、残りの3分の2でも十分対応できると思うんですが、3分の1戻されるから、3分の2ではいけないということなんですけれども、十分、頻度から見てかなり、3分の2でも面積は広いし、そこから見まして、対応できると思うんですけれども。それから、先ほど言いましたように、寺迫公園が結構近くにありますが、それから、寺迫公園も最初から見たら広く拡大したと思います。それから、東海田、総合公園まで考えれば、広目の公園があると思うんですけれども、3分の2でやっぱり足りないということですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）三迫公園でございますが、確かに議員さんの感覚では十分であろうと感じられておりますけれども、都市公園的には現在ある三迫公園の広さ、位置も街区公園として立派に成り立っていきます。ただ、この公園には都市計画決定がかかっておりますので、その都市計画法上、そこを削れば、その面積を縮小すれば、これも先ほど町長が説明を申し上げましたとおり、それ以上の公園を他に代替公園として求めなければいけないという決まりがございますので、ちょうど都市計画マスタープランや緑の基本計画に位置づけられておる、今言います第二三迫公園の方へその面積を求めていったということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）残りの3分の2、ずっと借地公園で来たわけなので、今回は予算が1億7,000万も張ってあるのは買い上げということで、今まで借地で来たということだろうと思うので、これからも借地でいくということ、どうしても買い上げなきゃいけないということなんでしょうかね。どうなんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）この件につきましては、土地の所有者等からも要望がありまして、買い上げてほしいと。特に都市計画決定されておる公園ということで、本来借地ということではなくて町有地として公園を開設するべきであろうという県の見解もありまして、一度に買う財源もなかなかないということで、一応3カ年に分けて購入を予定させていただいておるという状況です。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それじゃ、借地は今まで何年でどれぐらい払って残りの3分の2はきたんでしょ。そこを、どれぐらいの年月を借地しておったんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）開設が46年ですので、今までの年数と金額を計算しておりますので、また後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、第二公園の方は、三迫公園は2,100平米で630坪ぐらいということで、こちらは借地になったわけですね。買い上げじゃなくて、こちらは借地の話がついたということで、3名ぐらいと言われておりましたね。その辺をもう1度お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）当面、借地で整備をして開設するという予定であります。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）第二公園は実際に予算のときに見に行ったんですけれども、もう少しほかに皆さんが集まりやすい場所を探した上で候補地はなかったのか。へんぴだと思うんです、はっきり言って。第二公園はもう少しいい場所とか、そういう当てはなかったのでしょうか、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）これも先ほど申し上げましたように、いろいろな観点から、位置、広さ、そういうものを検討して、ここにあります都市計画マスタープラン、それと緑の基本計画の中に位置づけておると。これも県のご指導もいただきましたし、いろいろな観点から見てこの位置がベターであろうということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）ベターとは思わんですけれどね。それと、先ほども言いましたように、寺迫の公園が結構広いんですよ。近くですし。あそこで機能を、あてがうというか、そ

ういう考え方にするわけにはいかないのでしょうか。もう1度。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）寺迫公園も町内の街区公園、先ほど言いましたように、半径250メートルの誘致距離にある位置に定めなさいということでございます。寺迫公園と現在あります三迫公園が約500メートル程度離れております。250メートルは確保してあります。それと、三迫公園と三迫第二公園も五、六百メートルの距離がございます。その位置的にも最適であるということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）次に行きます。時間があれですから、2点目に行きます。18年度の末に全国的に社会問題化して、いじめのことが出てきました。18年12月に議会の中でも非常にたくさんの議員から質問が生まれて、私もいたしました。そのときに、第1点目のところ、中学校ではゼロで、小学校では7件ということで、今の答弁では見直し後は14件ということで、これの小・中の内訳はどうでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）内訳でございますけれども、小学校が12件、中学校が2件、合わせて14件でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）見直し後は基準が緩んで、結果が去年の12月か11月かに出ておりました、非常に増えたということで、7件とゼロ件が、12件と2件、そんなにという感じなんですけれども、それで、19年度の調査、これは県からも調査のあれが回っておりまして、特に、見直し後ということで「認知に当たって直接状況を聞く機会を必ず設けるとし」と、ここがポイントだということでありまして、実際聞くなどによりということであったんですけれども、あのときも現場の答弁があったと思うんですけれども、あれ以後、時がたって去年の19年度、現場でどういう感じで調査したり、聞き取りとか、もう少し具体的な説明とか、どういう感じであったのかということをもう1度お聞きしたいんですけれども。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどご答弁で申し上げましたように、いじめの実態の把握につきましては様々な方法がございます。アンケート調査であるとか、保護者からの訴えであるとか、子どもの訴え、あるいは、日常の観察の中で教職員が把握したもの、あるいは、

これはひょっとしたらつながるんじゃないだろうかというところの、常に教員は子どもへ目を向けながらその実態の把握に努め、できるならばそれがいじめに発展しないような、未然防止に力を置きながら努めております。もし仮にそれがいじめにつながった場合は、当然その内容について双方から話を聞きながら再発防止に努めておるというところが実態でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）そうじゃなくて、現場で状況を聞くとか把握するときに、アンケート調査の実施とか、個別面談とか、個人ノート、生活ノートといったような、日常行われているような日記とか、そういったやつでもって把握するようなことをしてきたかどうか。県の資料にも出ておりますように、その辺を聞きたいわけなんです。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどの実態把握に加えまして、特に中学校では「悩み相談カード」というものを配りまして、それに記入させ、その実態の把握に努めております。また、先ほどアンケート等につきましても学期に1回、あるいは随時必要に応じて学校はやりながら、子どもの動向について常に把握し、生徒指導に活かしておるというところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）3番目のチェックポイントのところですけども、学校現場に対して県教委の方から指導体制、教育指導、早期発見、早期対応、家庭・地域社会との連携とかという項目で、28項目にわたって、十分できている、できている、十分である、できていない、そういう形のあれが来て、非常に細々として鋭いあれなんですけれども、学校現場で校長先生あたりでこれのチェックポイント、適当な間隔でつけて町教委とかに報告とか連絡をとったり確認し合ったというようなことはございますか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）もちろん学校の責任者は校長でございますから、当然校長は把握しておりますけれども、特に各学校には生徒指導担当主事とかそういった教職員がおります。その先生方が、担任、養護教諭を含めまして一体となりまして、このチェックポイントに基づいて、これをベースとして子どもの動向を把握し、そして、この事案については報告すべき問題であるというふうに学校長が判断したならば当然私たちの方に報告が上がってくるということとなっております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）ですから、28項目のチェックポイント、20年度から、県から来ておりますけれども、一応押さえてやってきたということがはっきり言えるわけですね。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどから再三申し上げておりますように、このチェックポイントをベースに様々な方法で子どもの把握に努めておるということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）時間があれですから、行きます。4点目ですけれども、携帯サイトですね。これもまた携帯によるいじめが社会問題化して、政府の方としても、国でも記事が一面で出つつありまして、深刻な社会問題、携帯を使ってのいじめが、当初で言いましたように、「ウザイ」とか「死ね」とか「殺してやる」とか、すごくえげつないようなことで聞いております。新聞記事にも最近出ていますけれども、パトロールですね、サイト。予算ということなんですけれども、携帯電話を教員の先生、すべてというわけにはいかならないと思うんですけれども、生活指導とかそういう先生方に町教委から貸与して、ネット途上のパトロールをしてもらったらどうかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどご答弁申し上げましたように、現在のところ考えておりません。しかしながら、学校現場では、パトロールをしなくても、子どもからの情報であるとか、うわさであるとか、そういったものに常に耳を傾けております。そうした中で、そのうわさをキャッチしたならば、当然学校教職員は学校のパソコンあるいは携帯等を利用しながら原因、実態を把握しておるのが実態でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）もう深刻なんですから、予算も要るわけなので、一概に言えない。三重県の伊賀市では結局先生方に貸し出ししたんですけれども、戻ってきたということもある。どうしてかということ、時間がないということで、戻ってきて市の教諭の机の引き出しの中に入っているということもあるんですけれども、しかし、いろんなものを聞いたり読んだりして、それほど現実には深刻だということだと思います。

それで、5番目の町内での裏サイトの実態はまだ出ていないんですか。1件ずつ把握に努めているということだったんですけれども、的確な数値はまだ上がってきていない

ということなんですか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）今の段階では先ほどご答弁したとおりの件数だけでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）やはりこれは、学校内の会っているときのいじめだけでなく携帯裏サイト、これによるいじめが深刻で悪質になってきておるので、見逃せない社会問題だと思うので、やはり裏サイトのいじめの実態を把握するようにやっていただきたいというぐあいに思います。

それで、広島市の方が7月より、今言いました、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例を施行させるわけですね。販売店に閲覧制限、フィルタリングですね、そういう状態での販売とか対応とかとかということなので、悪質とか、事によっては、市は大きいわけで、実態も、出てくるものも量が違うと思うんですけども、やっぱり将来的には、悪質になってくれば条例とかというようなことも視野に入れてということも必要だろうと思うので、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）このことにつきましては、既に広島県青少年健全育成条例の中で、有害情報については子どもに閲覧させないようにという努力義務をうたっております。また、広島県教委では本年の3月県議会の予算審査特別委員会におきまして、全国都道府県教育委員会連合会が、18歳未満の者に対する有害サイトへの接続規制やフィルタリングの設定の義務づけを要望していることを明らかにしております。さらに、国ではインターネットの有害情報から子どもを守るための規制法案を検討されておるという情報も入っております。こうした国や県の動向の中で本町が独自の条例を考えていくということは、現在のところ考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）言うておきたいのは、やっぱり深刻な社会問題化、すごく言葉が、「ウザイ」とか「キモイ」とか「死ね」とか「殺してやる」とか、普通でないような言葉で、私たち大人でもぞっとするようなあれがどんどん出てくるわけです。だから、そういう面で、裏サイトのいじめには非常に目を配っていただきたいということをお願いしておきます。

それから、7番目の海中ので、1カ月後に、2月になって、ほかの項目と一緒に全協に報告で、議長に任せておいたということなんですけども、議長に任せて、議長があ

れしなければ再三再四、1月中の中旬ないし下旬でも、さっとやっぱり報告はしておくべきだったと思うんですけれども、なぜ2月まで。議長があれだったら、議長のしりをたたいて、早目に報告をさせるべきだったと思うんですけれども、どうして遅くなったんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）全員協議会の招集は教育委員会の権限ではございませんので、議長に裁定していただきます。この件に限らずすべてそうでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）ということで、催促なんかはしたわけですか。議長、早く開いてくれとか、催促したんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）しておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）もう一つ、このときのということで、結局口頭だけで、プリントも何も出さないんです。プリントぐらい少し書いて配ればよかったと思うんですが、プリントをなぜ出さなかったんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）この問題は、全員協議会でも詳しく説明したとおり、非常にデリケートな問題を含んでおりますので、そういう処置をさせていただきました。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）いつも教育長はデリケート、デリケートとおっしゃいますけれども、いつだってみんなデリケートですよ。その上でやっぱり事の解決に当たって真剣に出てきておるわけなんですか。

それから、時間があれですから。特別支援のその後の中学のあれなんですけど、特別支援生徒へのいじめ対策を、確かに特別支援の生徒さんに先生はついております。ついておりますけれども、ついておるといって作業的なようなことじゃなくて、いじめに関してのコーチングというか、指導をせにゃいけないということです。特別支援の生徒さんに対しても極力ということで、いじめられてはいけないということなので、また、過度なこともしてもいけないということ。それとまた、一般の生徒さんに対しても特別に、特別支援の生徒さんには言っていないことと悪いことがあるわけなので、その辺の指

導というか、コーチングはどのようにされてきたかという、そこを知りたいわけです。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）特別支援の児童・生徒については人数も結構おられますけれども、それすべてが全く全部個々に違います。生徒への指導等も特別に特別支援生徒に対してこうしろとかというようなことはやりません。道徳の時間を通じてとか、そういうところで指導していっておるのが現状です。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）やっぱり事はひどいことが起こっておるわけなので、特別に、一般の生徒から特別支援の生徒さんに言うてはならないことということとはかんで含めてかんで含めてということで。また、特別支援の方はそれなりにまた指導を、やっぱり状況を知っているわけですから、同じ船に乗っておるわけなんですから、していかないといけないということで。実際、中学は2つで海田中学と西中なんですけれども、その後の日々の生活、感じは健康的にしていっているのかどうか、その辺の現状というか、もう1回そこをお聞きします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）個別にどうのというのは言及は避けますけれども、すべての先生がそれぞれ目をやって、みんなで育てていこうという観点のもとに指導して現在やっております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）やはりうまく気持ちよくということで、よくよく見守って行ってあげたいということです。

時間があれですから、3点目、急ぎます。職員の倫理研修、日程を調整とかということなんですけれども、普通の職員研修とかそういうことじゃなくて、具体的に倫理研修ということになると、地域職員としてどういったところでどういったことをするように実際にあるのかどうかということで、どんなところでどんなことを受けるのかということも知りたいわけなんですけれども、もう1度お願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）海田町役場におきまして全職員数回に分けて開催しますが、地方公務員法に基づいた、公務員としての基本的な事項について研修をさせたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）事務的に終わって受けるだけならやらない方がいいと思うので、やっぱり効果があるということと、それから、全協で言いましたように、みずからのあり方を、涙を流してでも話し合っ、どうあるべきかを話し合うのも大事なことだと思うので、それを言うておきます。

2番目のキャビネット、重要書類の保管ということであれなんですけれども、役場の中を見ますと、ざっくばらんに古めかしいというような感じで保管庫、スチールのキャビネットがあるんですけれども、重要書類の保管とかというようなことになると、見受けるに無用心そのものだと思うので、もっといい、がちっとして絶対あかないとかそういう感じ、あるいは、しっかり施錠できて、場所もまた別確保にするぐらいで。各配置から言うたら、ざっくばらんに保管であって、夜、泥棒が来て、さっと入って、さっとあけてという感じのあれで、もう少し強固な保管庫をこの際オーダーしたりしたらどうでしょうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）仰せのように、キャビネットにつきましてはこの庁舎を建設当時のもの、30年ぐらいのものがほとんどでございます。しかし、施錠ができるものもございます。今新たにそれを一新してというのは、今の庁舎建設の問題もございますし、スペースの問題もございます。今のものを利用して、必要に応じて対策を立てていく。戸籍等、特に重要なものについては特別の耐火用の保管庫に保管しております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）重要書類は役場というのはごろごろあると思うんです。やっぱり重要書類は、てこでも動かない、絶対持ち出せないような重装備というか、がちりしたキャビネットを考えて、置き場所も確保したりとかということが必要だと思うんです。今の雰囲気ではちょっと危ない、日常出入りして見ておいても危ないというぐあいと思うので、がちりしたものをということをおきます。

それから、内部通報の仕組みということで、公益通報制度を整備してということでありましたけれども、これも職員の士気が低下することにもなりかねないということもあるし、監視のような状態になるので、実際にこれからうまく公益通報制度がスタートできるかどうか、難しい面もあるので、スタートまでに紆余曲折があるようにも思うんですけれども、今現在それができるかどうか、どのようにお考えですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この制度につきましては、具体的に要綱の案を弁護士さんに送っております。今もう検討していただいております。その公益通報制度につきましては、要するにそういう不正等が内部であった場合に、本人の身を保護するといえますか、不利益をこうむらないようにする制度でございます。ですから、これはぜひとも実のあるものにしていくというつもりでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）長くなります。それで、一番やっぱり当初に書いておりましたように、明るいということで町民への信頼を回復していくということで、明るい役場、笑った役場を取り戻さねばならないということで、昨日の帰り側から1階に鉢が、サツキか何か大きなのが置いてありまして、明るくなって、さわやかになったんですけれども、鉢とかをカウンターとかに置いていって、そういうイメージも大事だろうと思うんです。そしてまた、ひまわりプラザでもありますように、スローガンが掲げてありますし、やっぱり意識して笑顔とか、明るくとか、にこにことかというような言葉も張っていってということで、意識改革という気持ちの切りかえも大いにやっていっていただきたいと思うんです。スローガンとか標語とかということで、とにかく信頼回復は気持ちの切りかえ、明るくということで気持ちを切りかえて、とにかく明るく笑顔でとかそういうことを、半年も大分あれしたわけですけれども、とにかく明るい職場づくりとか雰囲気を作っていただきたいということで、まだまだあるんですけれども、いっぱいになりましたので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

先ほどの三宅議員の一般質問の中で答弁が残っておりますので、答弁を先にさせていただきます。都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）三迫公園の37年間の借地料ということですが、4,400万、それから、個人さんが支払いました固定資産税が2,800万余りでございます。

○議長（原田）一般質問を続行いたします。1番、桑原公治議員。

○1番（桑原公治）1番、桑原公治です。本日は1点ほど質問させていただきたいと思っております。無電柱化について。無電柱化とは道路の地上部から電柱をなくすことで、地中化による方法と、地中化以外による方法とがありますが、地中化による電線共同溝についてお尋ねいたします。無電柱化の目的あるいは効果として、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報ネットワークの信頼性の向上などが考えられます。町内の道路を実際に歩いてみると、電柱があることにより歩道が狭くなり、お年寄り、体に障害をお持ちの方、ベビーカーなどでの歩行に差し支えのあるところがたくさんありますし、自動車の離合がスムーズにできないところもたくさんあります。また、台風や地震といった災害時に電柱が倒れたり、電線が垂れ下がるなどの危険性もあり、町内全域を無電柱化にと言いたいところですが、財政的な面などからも現実には難しいと思います。そこで、連続立体交差事業によって今後整備されていく関連街路について、この電線共同溝による無電柱化を行っていく考えはないか、この1点をお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原公治議員の質問に答弁をいたします。

無電柱化についての質問でございますが、東部連立の関連街路の事業主体はほとんどが県事業であり、その着手も平成34年以降の予定であることから、現在その論議をする状況ではないと思っております。事業手法も、民間主体型、官庁主体型があり、今後、施工着手年次までには、関係機関を含め、調査・研究してみたいと考えております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）34年以降のことを今日議論するつもりは私ありません。海田市駅のバリアフリー化に伴う交通バリアフリー基本構想を見ますと、生活関連道路の設定ということで、海田市駅周辺の道路についてバリアフリー化が設定されていると思います。電線共同溝の整備等に関する特別措置法の中で、市町村は当該市町村の区域内にある道路の道路管理者に対し、指定を行うよう要請をすることができるとありますが、この電線共同溝による無電柱化、バリアフリー化にとって有効な方法だと考えられます。これらの経緯を踏まえて、電線共同溝を整備する道路として指定、あるいは道路管理者である国・県に指定を行う要請をする考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）先般、東部連立の関係の担当者会議を開催いたしましたところ、県の方から、それも視野に入れて今から整備を考えていく必要もあるんじゃないかということで、研究課題としようということでとりあえず双方で了解しました。ただ、これにつきましてはガス事業者なり電線事業者、通信事業者あたりの負担も伴いますので、今それを強く推進しようという話にはなかなかならないところで、とりあえず研究課題としようということで、関連街路で連立後の北口の周辺あたりは特にその可能性としては高いだろうというところで今はとめおてるという状況です。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）今の駅前北口の道路整備の時期っていつごろですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）この関連街路の名称は青崎中店線と申しまして、これは県道として整備をするということでございます。先ほど課長から申ししたのは、それまでずっとあのままで、整備してまいりますのが34年以降に街路の整備をやっていくということでございまして、先ほど課長が申ししたのは、それまでの暫定整備の間に、完成形にはほど遠いものなんです、少なくとも車が離合できるような状況を今、整備を県で考えております。そういう中でございまして、まだ10数年ありますので、県の方もそういう電柱の地中化、電線の地中化ということはなかなかまだぴんときていないという状況でございますので、その状況を踏まえながら、どういう方法でできるものかということの研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）やっぱり今は南口が盛んに登校されている方がたくさんいらっしゃる。そこで、昔は北口というところがメインで乗りおりしていらっしゃる方がたくさんいらっしゃったということなんです、今は本当に北口の方も寂れて、ひとつ海田町のモデルケースとして北口のところの無電柱化を考えて、景観のいい町並みにしていただきたいというふうに考えております。海田町全域ということになるとまたたくさんの費用がかかって、たくさんの年数がかかると思うので、これは1つの構想として残していただいて、海田市駅の北口、これを無電柱化していただいて、町並みがきれいに見える、やっぱり海田駅の玄関であるということをお忘れいただきたいというふうに思っております。これはいろいろ研究というか、勉強してみたいんですけども、まだその域に達していないということなので、このお話をするのはまだ早いとは思いますが、

とりあえず34年以降に道路整備も一緒にやるということですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）34年以降に関連街路の整備に入っていくということでございます。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）じゃ、その34年以降、生きておるかどうかわからんのですけれども、これのときに共同溝を一緒に埋めるという考え方というのはどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）これは県との今後の協議になってまいろうかと思いますが、県が事業主体でございますので、その際にやるか、もしくは、今いろいろ県と1市2町の負担によりまして事業を進めておりますので、市町によっては思惑が違う場合も想定できます。そういうこともありまして、協議の中で調整が図れば、県でやるか、それとも、どうしてもやるということであれば町単独でやるか、それらも今後の課題として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）34年以降ということで、今語るところじゃないという話なんですけれども、最後に、海田町の将来を見据えて、町として無電柱化を進めていく考えがあるかどうか、明確な回答を町長からひとつ答弁いただきたいと思っております。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに新しいまちづくりの問題で電柱の地中化、例えば電柱に限らず電話とかいろんな問題を一元化するといいますか、地中に埋めるということはまちづくりで大変重要なものと考えております。そのために、現在新しくやる場所に対してはそういうことを考えて、今言われるように、駅前とか、また、地区によっては今度の庁舎の問題とかを含めて検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）次へ参ります。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。後発薬品のその後についてということでお尋ねいたします。3月の議会でもお尋ねしておりますが、昨今、新聞、テレビでいわゆる後発薬品、ジェネリック薬品ということですが、これを推奨しようということで3月に尋ねておりますし、今朝の中国新聞、これにおいても、呉市においては職員にまずこれを周知徹底したということでもあります。非常にいいことではないか、こういうふうに思います。奥さんがおじいさんやおばあさんを医者に連れていったときにまずそういうものを

利用するという事で最大で7割も薬価が安くなる、こういうことであります。本町においてはこれを町民あるいはその他においてどのようにPRするかということでお尋ねしておりますが、その後、町においてどういう対策をとったか、こういうことであります。

また、何か医療機関あるいはその他薬局、薬剤師協会とかに対してもどのような方法かをお願いというか、したのかをお尋ねします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

後発医薬品のその後の対応についての質問でございますが、呉市ではレセプトデータを電子化するシステムを構築中で、この技術を活用し、7月から「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を送付する予定と聞いております。本町におきましても引き続き呉市の取り組み状況を見ながら研究してまいりたいと考えております。

次に、後発医薬品の普及の取り組みについてでございますが、まだ行っておりませんが、医師会などのご意見を聞きながら普及啓発のための広報などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何の取り組みもされていないということで、非常に残念であります。先ほども申しましたが、薬価ではあります、3割安くなる、最大で7割ぐらい安くなるということでもありますから、昨今、国保の維持云々を考えると、同じ薬品、これはたまたま私は薬の処方の一部が手に入ったものであります、全く、薬品名というんですか、使用されておるものが同じなんです。それで、これにお薬の比較表というのがあります。そこに右と左に分けて、処方されたお薬というのが左に書かれています。右にはお渡しできるお薬というのが書かれています。先ほど言いましたように、薬品名は同じであります。その中で、薬剂量、1日量という量も全く右も左も一緒であります。薬価を見ますと、1日量41.4円、41円40銭ということになっておるわけですね、処方されたお薬ということで。右を見ますと、お渡しできる薬1日量19.8円、半分以下、6割ぐらい安いんですね。41円40銭が19円80銭になる。これを利用しない手はない、こういうふうに私は強く考えます。ですから、今朝の中国新聞、呉市は相当職員さんがおられると思うんです。だから、本町においてもまず職員に徹底して、家族に、あるいは近所、そういうところからやるべきということで考えますが、先にもいつか委員

会か何かで言いましたが、随分保険のパンフレットみたいなものをカラー刷りのすばらしいのをつくっておられますが、私は言いました。こういうものにくだらん錢をかける必要はないんじゃないかと。こういうことで、それよりも、こういう薬を利用されたらこうなりますよというPRをすべきだろう、こういうふうに考えますが、これはどうですか、今言う、ばらっとこの分だけの一例をとりますと、概算ではありますが、41円40銭が19円80銭、どんぶり計算ではありますが、6割ぐらい安い。どう思いますか、これは。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）ジェネリック薬品でどのぐらい安くなるかということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃった……。PRの方でございますか。これにつきましては、医師会とも相談を持ちましてお話をさせていただきました。それで、今の時期ではできていないんですけれども、お話を持たせていただいて、どのような形でジェネリック医薬品の広報等、それと、どういう形で実施ができるかということも相談させていただきながら、広報等、皆さんに周知するように努めていきたいと現在考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）全くやる気がない、町長もやっておらんということでありまして、今の課長の答弁も非常に情けない答弁である。これは、要するに後発薬品を使うか使わないかは患者さんが決める、こういうことなんですね。それで、もう一つ言いたいのは、あんたらは知っておってかどうか知りませんが、いわゆる処方せんというのが医者から出てくるわけですね。この右下に、処方した医者の名前が書かれておるんです。それに判こがあるかないかということないんです。判こがあることによっていわゆる後発薬品、ジェネリック薬品は使えない、こういうことなんです。ご存じですかどうか、そこをまず聞いてみたいがね。そういうことで、あとは、名前があつて判こがなかったら後発薬品は使える、こういうことなんです。ただし、薬局は黙って新薬、いわゆるそういう処方された薬をそのまま出すんです。ですから、患者が後発をくださいと言わないと、くれないんです。だから、そのPR、宣伝をどうするかということ強く聞いておるわけです。ですから、今、2点ほど言いましたが、医師会云々というよりも、個人にPRしないとだめなんです。処方した医者の名前のところに判こがあるかないかというのが問題なんです。だから、そこらのところを全く町長は勉強していないんだよね、職員も担当課も。これは町長の責任かもわからんけどね。しっかりそこらをわかって言うてお

るのかどうか、そこを聞きたいのと、再度そういう町民に対するPRというのを。2点ほどお聞きしたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の後発薬品の問題も、先の議会するときにもいろいろ話がありましたし、国としても医療費の問題、抑制を含めていろんな、社会的にかなり脚光を浴びておるものだと思っております。そうした中で、医薬品とか薬とかというのは非常に慎重度が必要ということは皆さんも理解いただけたらと思いますが、お医者さんとかそういう医薬品との関係は非常に微妙な判断力も加味されるんじゃないかと思えます。そのためにも今、課の方では呉市が率先しておやりになったということのを参考にしながら、いろいろ情報をいただきながら今後の対応をして、ぜひ、安くできるものでしたら、町民にしっかりPRのリーフレットぐらいつくってやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）町長、間違うたらいけませんよ。いろいろ勉強する云々と言われるが、そのとおりなんです、今言いましたように、処方したお医者さんのところに判こがあるかないかということをおっしゃるんですよ。そうすると、その後発薬品を使ってもいいですよと医者が処方の段階で認めておるわけですよ。判こがないということはね。これはだめなんですよというときには医者のお名前を書いて判こを押しておるんですよ。先ほど言うたじゃないですか。だから、答弁が、もう1回その担当課がわかるのかどうかということと、それで、先ほども言いましたが、くだらんという言葉を使うたのは、事実はそのことなんです、何かわけのわからんカラー刷りの、相当あれは見ただけでも高いだろうと思えますが、パンフレットみたいなものをどんどんつくって、くだらん銭を使うておる。もったいない。それから、そういうものを使うよりもこういうところのPRをやった方がいいんじゃないか、こういうことですが、再度、重なりますが、町長が答弁したから、担当課と違っておるから、もう1回。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）処方せんのございますけれども、これにつきましては、今年度4月から国において処方せんの様式が一部変わりました。それで、先ほど議員がおっしゃいましたように、基本的にはジェネリック薬品が出せるということで、お医者さんの判断でジェネリック薬品が不可である場合についてはお医者さんがそこに、先ほど言われましたように署名捺印をされまして新薬で対応するというので、基本的にはジェネ

リック薬品が、何も処方せんに指示がなければ後発薬品を患者さんの方で選択ができるということになっております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）終わりますが、そういうことで、PRをしっかりとやってもらいたいと。だから、決めるのは患者だよということ、そこをどういうふうにPRしていくかというのが大変だろうと思いますがね。だから、医者が使ってもいいよというのを認めておるんですが、黙って薬局に出すと新薬をくれん、こういうことなんです。高い薬をくれるということ。だから、ジェネリックをください、後発をくださいと言わないとだめなんだということ、そのPRをしっかりとやれということを先ほど来言うておるのであって、何かわかっておったのか、わかっていないのか知らんが、どうも答弁がちぐはぐになっておるので、しっかりとやっていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時23分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。このたびは1点だけお願いいたします。庁舎移転について。町民意向調査をどのように思われるか、町の方針を問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。

庁舎移転についての質問ですが、町民意向調査は、庁舎の位置についての町民の方々の意向を把握するための手段として、庁舎建設特別委員会の中で議員の皆さんと十分検討を重ね、実施したものでございます。したがって、今後、この調査結果や特別委員会の中間報告の内容を尊重した上で最終的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）町長は最初からそう言われるから、その意見はわかりませんが、昨日の町長のあれで、中国新聞の中で、署名運動が出された中で、町長が思われるのは結構です

が、真摯に受けとめたいと。それも町民の意向ですから、わかりますが、今まで、昨日の朝の一般質問で佐中さんが言われたが、私が思うのは、最初から資料を十分提供して、その中で議論しながら民意の、今の調査をやられた分を尊重しながらやられた方が、結果的にはその方が早いと思うんです。今の署名運動や何じゃかんじゃ、今からどういうことが起きるかわからないんですが、やっぱり次から次からこういうことが余り出たら……。私は先に資料を十分提供されて、同じ土俵の上へ上がって、これは今、佐中さんの最初のあれでもありましたが、本会議で議案か何かに出されなかったら、庁舎特別委員会で何じゃかんじゃでやっていて、実際に言うて、委員会なんか1つも効力はないんですよ。本会議で採決をとるとか、本会議で皆さんの意見を聞く場を持つとかね。委員会で何ぼやったって、委員会のは議事録も何もなくて、法的効力もないし、何か町がいろいろの、ここはこの程度でこういうものが建ちますという資料を出して、それを土台に、議案なら議案で、議員さんはどう思われますかと。やっぱり何かそういう問いかけをせんかったら、いつまでたってもだらだらとなると私は思いますが、その点に対してはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の庁舎特別委員会の問題は、最初に候補地を3カ所に絞って、いろいろ議論がありましたが、結果的には3カ所に絞って、位置の選択から委員会が始まって今日に至っていると。その中で何回かのうちに、先ほどご指摘のような、そうしたら、どこにどんなものが建つかということに今入っていますので、その準備を今つくっておるところでございます。改めてまた委員会でも皆さん方にお示しする機会を近いうちに持ちたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、先にそういうあれをされて庁舎特別委員会の中でそれを議論されたらスムーズにいったと私は思うし、町民意向調査をした限りは、町民の方々の税金を使うてやられたんじゃから、それをはっきり尊重してやると公表された以上は、やっぱり早く決着をつけて町民に示さなくては、だらだらやったら、どこがどうなっておるかかわらんように最終的にはなる可能性もあるから、早く資料を提供して次回の本会議の中で結論を出すべきじゃと思うんじゃが、その点は町長はどう思われますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、先ほど答弁しましたように、今回の委員会は場所

のところから始まって委員会がスタートして、どこがいいじゃろうかということで皆さんにお示しした結果でございます。その中で議論される中で、今度は、そういうところにどんなものが建つかとか、そういうことが来たものですから、今、至急に、役場の内部でこういう、正式なものじゃなくてもいいから、ある程度の図面をつけて示すものをつくってくれということで指示をして今やっております。

○議長（原田） 崎本議員。

○12番（崎本） だから、私が言うのは、指示されるのは結構ですよ、それは。出すと言われたんじゃから。それを早く出されて、やっぱり結論を早く出すべきところは出して町民に示さんかったら、私ははじめがつかんと思うんです。だから、今出すと言われたから、早急にやって、資料を提供して、十分な説明ができるように執行部の皆さん、よろしく頼みます。終わります。

○議長（原田） 次へ参ります。6番、渡辺議員。

○6番（渡辺） 6番、渡辺です。今回は大きく2点について質問をさせていただきます。

まず1点目が、高齢者支援について。①としまして、肺炎球菌ワクチンの公費助成。高齢者の死因で上位を占める肺炎は最近急増しており、一たんかかると重症化しやすいため、ワクチンによる予防が望ましいとされております。肺炎球菌ワクチン接種は保険適用がなく、全額自己負担のため、全国の自治体で公費助成の導入を進められておりますが、本町においても、高齢者の生命と健康を守るために肺炎球菌ワクチン摂取費用の助成制度を導入するお考えはございませんか。

②としまして、住宅火災警報器の助成制度。火災予防条例の改正により、2010年度から、既存の住宅に対し、火災報知機の設置が義務化されました。火災の早期発見に有効な警報器を普及推進し、痛ましい事故を防ぐために、高齢者だけの世帯を対象に助成制度を導入するお考えはないでしょうか。

大きく2点目で、携帯電話のリサイクルの推進について。携帯電話レアメタルの安定確保は喫緊の課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレアメタルは都市鉱山として注目を集めています。我が国の産業競争力のかなめとも言われるレアメタルが携帯電話に含まれているからです。リサイクルするためには使用済みの携帯電話の回収が必要不可欠ですが、回収は年々減少している現状にあります。そこで、各家庭に配付されるごみの分別の案内の中に、また「広報かいた」の中で、1つは、携帯電話を「捨ててはいけないもの」として案内する、2つ目には、廃

棄する場合は購入したショップで処理することを促す、この2点を記載して回収の促進をしてはとありますが、そのご見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に答弁をいたします。

まず、高齢者支援についての質問でございますが、1点目については、ご指摘のように、近年、肺炎による死亡率が上昇しており、特に高齢者の死亡率が高く、高齢者の肺炎予防は今後の課題になってきているものと思っております。肺炎球菌ワクチンの予防接種については、予防接種法に定められたものではなく、任意の予防接種として位置づけられており、現在、国において予防接種の有効性、安全性などの研究が進められている段階であります。こうしたことから、本町といたしましては公費助成制度の導入は考えておりません。

2点目につきましては、久留島議員の質問にお答えしましたとおり、火災警報器の高齢者への助成制度につきましては、平成23年6月からすべての住宅に火災警報器の設置が義務化されることから、国や県の助成の動向を踏まえ、検討することといたしております。

続きまして、携帯電話のリサイクルの推進についての質問でございますが、議員ご指摘のとおり、レアメタルについては大変貴重なものと考えております。町といたしましては、販売店で回収されていますので、使わなくなった携帯電話は販売店に持っていただくよう、広報紙で啓発いたします。また、次年度以降の「家庭ゴミの正しい出し方」にも携帯電話の処理について掲載したいと思っております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）まず、1点目の肺炎球菌ワクチンの件でございますが、今後検討してみることなんですが、今、広島県内では呉市が17年度からこれを取り入れておられますけれども、この肺炎球菌は大抵の人が鼻の奥とかのどに付いている常在菌の1つですが、体力が落ちているときとか、高齢になって免疫力が弱くなってくると、これによっていろいろな病気を引き起こします。それを予防するワクチンでございます。また、このワクチンは一生に1回しか接種ができませんが、1回の接種で5年以上の免疫効果があるそうです。まず、やはり高齢者の健康の保持と増進を図ることにも必要なことだと思いますので、今後もひとつ研究・検討していただきたいと思っております。

住宅火災警報器の助成制度についてでございますが、昨日、住宅火災警報器助成制度

について、久留島議員のときに答弁がありましたように、今も答弁いただきましたけれども、国と県の動向を見て検討していくということなのですが、まずはっきりと高齢者については前向きに助成を考えていくという答弁もありましたが、これは高齢者と申しましていろいろと、前期高齢者、後期高齢者とありますし、大体何歳ぐらいからの高齢者を対象に考えておられるのでしょうか。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） 対象の方は、65歳以上でおひとり暮らしであるとか、高齢者世帯でお体のご不自由な方がおられるとか、大体そこらあたりで内容の検討は進めていきたいと思います。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） その世帯数というのは大体どのくらいあるのでしょうか。

○議長（原田） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田） ひとり暮らしの方につきましては、ざっとですけれども、約1,100人ぐらい、それから、夫婦2人暮らし高齢者世帯については約1,800、いわゆる65歳以上の方でひとり暮らしあるいは夫婦2人暮らしとか、そういう世帯については約3,000人ぐらいが対象に、これは住基上なので、実態関係は若干ずれがあるかもわかりませんが、現在把握しておるのは約3,000を切るぐらいの方が65歳以上でそういうふうな対象となる方ということを確認しております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） この助成制度のあり方といいますか、方法といいますか、いろいろあると思うんですが、火災警報器の価格の一部を助成されるのか、それとも、中には現物支給されるところもあるようですが、この辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） 基本的には所得税の非課税の方であるとか、もっと所得の少ない方であるとか、こういう方を対象に50%の助成であるとか30%の助成であるとか、そういう形になるのではないかと考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） 最後に、携帯電話のリサイクルの推進についてですが、検討していくというご答弁をいただきましたけれども、3Rといいますか、リデュース、リユース、リサイクル、この観点からもやはり適切な処理と有用資源の回収促進というのは非常に大事

なことだと思しますので、ぜひ早急に掲載といえますか、こういうものをPRしていただいで進めていただきたいと思します。以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。4項目10数問について質問いたします。

まず、小・中学校における食物アレルギー対策について質問いたします。近年、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎などのアレルギーの病気が増えてきており、現在、我が国では国民の3人に1人が何らかのアレルギーを持っていると言われております。学校生活においても食物アレルギーの児童・生徒が増加しており、給食における除去食やアナフィラキシーの際の対応が求められております。本年度、文部科学省より「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」が配付されました。そこで、質問をいたします。

1、現在、各小・中学校で食物アレルギーの児童・生徒を把握されている人数はそれぞれ何名でしょうか。

2、現在までにアナフィラキシーの症状が学校内で発生したことはありますか。

3、食物アレルギーについて、教諭、養護教諭、栄養士などへの研修計画は明確に立てられておりますか。

大きく2項目めです。学校施設の耐震化について。先の3月議会におきまして第3次総合基本計画の平成22年までに海田中学校北・中校舎等の学校施設について大規模改修工事が計画されておりましたが、財政健全化計画の改定に当たり、学校施設の大規模改修が平成23年以降に先送りとなっております。私は3月議会で、この計画をもとに戻すよう質問いたしました。そのときの町長の答弁は「学校の改修にかかわる全体計画について教育委員会と協議を行い、その結果、緊急性が高いということになれば、他事業との調整を図り、前倒しして実施することを検討してまいりたいと考えております」と答弁をいただきましたが、先日配られました計画にはこの予算は計上されていなかったわけですが、現在、海田町では昭和55年以前の建物で耐震補強、改修が終わっていない建物は10棟あります。国は緊急の法改正も視野に入れ、学校耐震化を進める方針を打ち出しました。そこで、質問いたします。

先日、第3次海田町総合基本計画後期計画「実施計画」に学校耐震化の予算は計上されておりましたが、「毎年度ローリング」を行うとあります。そこで、具体的に小・中学校の学校耐震化、大規模改修の前倒しを実施されるお考えはありませんでしょうか。

次に、10棟あるわけですから、学校耐震化、大規模改修の明確なる実施計画を策定されるお考えはありませんでしょうか。

大きく3番目の質問でございます。海田町職員研修実施規程について質問いたします。この規程は、地方公務員法第39条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う職員研修に関し、必要な事項が定めてあります。そこで、この研修内容ですが、その第3条には「職員研修は職員に町民全体の奉仕者としての勤務を遂行する上において基本となる倫理、責任感の涵養を図るとともに、職員としての必要な知識、技能を修得させ、その職務の遂行に当たり、最大の能力を発揮できるように職員を適切な方法で指導し、もって公務の民主的かつ能率的な運営に資することを目的とする」とあります。そこで、具体的に質問をいたします。

1、この海田町職員研修実施規程の第5条でございますが、第5条は、総務部総務課長は毎年度当初、町長の承認を得て当該年度の職員研修の基本方針及び基本計画を定め、所属長に通知するものとあります。また、第6条におきましては、職員は町民全体の奉仕者としての使命と責任を自覚し、毎年度、自己研修の実施計画を定めるとなっております。次に、第7条におきましては、所属長は基本計画に基づき、毎年度、職場研修の実施計画を定め、日常の業務を通じ、常に適切な職務研修を実施する云々でございますが、この第5条の基本計画、第6条、7条の実施計画は、立てられているとは思いますが、内容はどのような計画になっておりますか。

続きまして、第6条の2でございますが、所属長は職場における職員の自己研修についての良好な雰囲気構成に努めるとともに、職員の自己研修について助言、助力及び指導を行うとありますけれども、今までに具体的に自己研修に対してどのような助言、助力及び指導はなされてこられましたか。

次に、3番、この研修規程でございますけれども、臨時職員、嘱託職員に対してもこの研修規程に準ずる規程が必要ではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

最後の質問でございます。町職員の人事異動について。毎年4月には人事異動通知書が配付されます。本年も人事異動一覧が配付されました。そこで、質問いたします。

1、課長補佐以上部長級までの人で26名が異動されておりますが、そのうち13名は兼職となっております。このように多くの方を兼職とされている町の方針は、どういう方針のもとに兼職とされているのでしょうか。

2、人事異動の対象となるおおむねの年数はどのようにお考えになられておりますでしょうか。

3、職員の配置希望はどのように掌握なされているのでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の3点目、4点目については私から、1点目、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、海田町職員研修実施規程についての質問でございますが、1点目につきまして、毎年、年度当初に職員研修計画を策定し、実施しております。第6条に規定しております自己研修については、自己啓発支援として通信教育の受講料の補助を行っており、第7条の職場研修につきましても、各課単位でそれぞれの職場における問題点等について随時研修を行っております。

2点目につきましては、規定の第6条第2項にありますとおり、職務の遂行に必要な知識、技能、態度を修得するものであり、各所属長において実施されております。

3点目につきましては、一般臨時職員等の場合は正職員と同様に職場研修を行うことは可能と思っておりますが、短時間勤務の時間制臨時職員等については時間的な制約もあり、難しいものと考えております。ただ、すべての臨時・嘱託職員に対しては、個人情報漏えいを防ぐ意味も含めて、採用時はもとより各配属先においても守秘義務等については繰り返し指導を行っております。

続きまして、町職員の人事異動についての質問でございますが、1点目につきましては、課長補佐が係長を兼職する場合がその主なるものでございます。課長補佐職はライン職で係長と職務が重複することもあり、方針といたしまして原則係長職を兼職することにしております。また、その他の課長等が兼職しているものは、その課における適正な人事配置を考慮した結果でございます。

2点目につきましては、人事異動の対象年数は、職務、職種によって異なっておりますが、一般職につきましてはおおむね5年を想定しております。

3点目については、職務についての自己申告を毎年実施しており、その中で異動希望等についての調査をしております。

それでは、1点目、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）1点目の食物アレルギーを持つ児童・生徒数は、小学校で37名、中学校20名でございます。

2点目の学校内での児童・生徒のアナフィラキシーの発生については、これまで確認をしておりません。

3点目のアナフィラキシーなど食物アレルギーについての研修でございますが、養護教諭と栄養職員については今年度、両部会の研修テーマの1つに位置づけて実施する予定でございます。また、一般教諭につきましては、養護教諭や栄養職員が中心となり、校内研修で取り組む予定でございます。なお、養護教諭と栄養職員については毎年、広島県学校保健会や栄養士協議会が主催する研修で食物アレルギーについて学習しているところでございます。

それから、学校施設の耐震化にかかわる実施計画の見直しと耐震化計画の策定でございます。多田議員のところでお答えしたように、校舎等の耐震化や改築につきましては、優先順位の見直しを含め、今後の財政状況と整合を図りながら年次計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず、質問どおりに、食物アレルギーの。じゃ、今回の文部科学省からの学校マニュアルはもう手元に届いて、その指示をちゃんと各小・中学校にされておりますでしょうか。先ほどの答弁ではその内容での答弁が全然なかったわけですが。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）マニュアルにつきましては学校に届いて、それをもとに教職員は取り組んでおるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）本当にそうでしょうか。4月からで、今、私の情報でいくと、5月にそれぞれ各自治体に配付されたと認識しておりますが、じゃ、この内容の具体的な今回の…。なぜ私がこの質問をさせていただいたかといいますと、今までもこのアレルギーはいろいろと多くの問題をはらんでおります。なぜ文部科学省が今回小・中学校におけるマニュアルを配付されたかといいますと、これは文部科学省の報告書なんですけれども、学校が各種の取り組みを行っていると答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー

一疾患で悩んでいるお子さんを抱えるお母さんたちに聞くと、実際とは違うという声があまりに多いので、アレルギーの児童・生徒が増えていることもありまして、今回、文部科学省が小・中学校にマニュアルを配付したわけですけれども、当初に計画したことを実施いたしますという先ほどからの答弁ですが、当初にはマニュアルは配付されていなかったと私は思っているんですけれども、その辺の食い違いがあるんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田） 参事。

○参事（青木基秀）ここに「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」、これは小・中学校編でございますけれども、私も手元に複写で持っておりますけれども、これは学校に確認いたしますと、当然養護、学校栄養職員、これをもとに子どもへのアレルギー対応をしております。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山）これは本年度できたマニュアルなんです。インターネット、ホームページ上では出ておりましたから、恐らく4月初旬にはそのホームページのアドレスがわかれば出せたわけですけれども、昨年度からこのマニュアルはできていなかったわけでした、その辺はどのように認識なさっていますか。

○議長（原田） 参事。

○参事（青木基秀）既に平成17年4月11日付の発行でございますけれども、これは日本学校保健会が発行しております。学校の方はこのマニュアルに基づいて子どもへの対応に当たっておるということでございます。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山）じゃ、今回の新たに出た小・中学校アレルギー対策マニュアルと違うんですね。それは私は質問に、恐らく、ですから、注射をすぐしてもいいとか、アレルギーを持っている児童・生徒さんの主治医の方からの意見書とか、保護者のいろいろな要望とかも全部審議したりとかということはそこに入っていないはずですが、そういったとあまりにも、明確な答弁はいただけませんね。この問題は今年です。私はまだ、最新では文部省は5月21日に都道府県の教育委員会の担当者を対象に同ガイドラインの説明を実施して各小・中学校に配るというのがありましたので、あれでも正式にはまだ届いていないのであれば、私は質問内容を変える予定でございました。でも、私は質問はちゃんと間違いなく今年と入れていたと思うんですけれども。「本年度、文部科学省

の『食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル』が配付されました」と私は質問の内容に入れております。「本年度」という言葉を入れております。じゃ、なぜそれを確認されてから答弁をなされなかったんでしょうか。

○議長（原田） 参事。

○参事（青木基秀） それにつきましては申し訳ないと思っております。ただし、ご質問の趣旨でございますアレルギー対応につきましては、先ほど申しました、2年前に出されました学校対応マニュアル、これに沿ってしっかり学校は子どもへの対応を行っておりますし、当然、毎年行われます学校保健調査、あるいは保護者からの申し出、あるいは学校での様子を見ながら子どもへの対応をきちっとしております。また、学校給食の除去食等についても保健調査あるいは申し出等により、あるいはそれによる保護者との面談を通して、そういったことがないような対策は十分に立てておるところでございます。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） それでは不十分であったということで文部科学省が新たな小・中学校のマニュアルをつくり、つくったのはよそですけれども、文部科学省が配付をしているわけです。ですから、私はこれは次回の議会で質問させていただきますので、今回の答弁は、申し訳ないですけれども、なかったことにさせていただきます。ただ、質問に対してもっと真摯に。議員は議員でやはり最新の情報をもとに一般質問をいたします。平成17年の、2年も3年も前のマニュアルで今どき一般質問をする方がいらっしゃいますか。進捗状況を聞くとか、それをどう対応しているのかという質問であれば、私は今回の答弁はお受けいたしますけれども、それが不十分だったから今回新たにマニュアルが出たわけじゃないですか。私も質問の冒頭に「本年度」と書いております。

次に参ります。学校耐震化の問題でございますが、私は3月度に詳しく質問をいたしました。その質問の答弁で町長から、教育委員会と精査をして、緊急性があれば前倒しで実施するという答弁をいただいて、もう3カ月たっております。そのときにもちゃんとした、毎年1棟ずつ耐震化、改修をしたとしても10年かかる、だから、早く計画を立てたらどうかというところまで、私は実施計画を立てたらという質問をいたしております。それから3カ月たちました。その中には、中国の大地震が起こり、多くの児童・生徒が犠牲になって、日本も、その前から耐震化は補助を拡充するという方針を与党は出しておりましたけれども、中国の大震災が起こってから、より明確に、よりスピーディーにこの法改正を行うとしております。じゃ、3月に私が質問をした結果、3カ月間は

何もなさっていなかったと判断してよろしいんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）耐震化について、3月の議会で町長部局から、財政出動についてローリングで対応したいということであったろうと思います。3月からというのは、これまでも耐震化の順番とかそういうものはもうありましたので、じゃ、具体的に何年度からやるかというようなことを町長部局とお話しして、基本計画にあったように、26年度以降にずれた。ただ、今は……。質問はそこまでですね。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）あまりにも町民の安心・安全に対する真摯な姿勢がないのではないですか。今回質問を……。でも、3月議会で、緊急性があれば前倒しを考えると。それから数日もたたないうちに一般紙の報道で、学校の耐震化が進んでいない、工事が進んでいない、補助制度を拡充しようというのは新聞記事に載りました。何回も載っております。そうこうしているうちにあの大地震が起こったわけです。政府も今度はその補助制度の拡充を具体的に新聞紙上に報道を始めました。でも、3カ月間、まだローリングの中で何も検討をなさっていない。今から検討すると。町民の安心・安全を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに昨今の中国の大地震を含めて耐震化の問題が非常にクローズアップされたというのは事実でございます。その3月の議会のときにも、町部局とも財政的な問題も含めて順位を決めてローリングしてやっていきたいということで調査をしながら教育委員会と一緒にやっていますので、そこらの点につきましても教育委員会とよく話し合っ、できるだけ早い時期にその答えを出していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今、できるだけ早く答えを出すというご答弁だったんですけども、本当に緊急性があります。23年が26年に先送りになっている。もっと前でした、本当は。それが23年になり、26年になった。けれども、この耐震診断の新基準にそぐわない学校施設が10棟あるわけですから、毎年1棟ずつ大規模改修をしたとしても10年かかるわけです。その間に何かが起こったときにはどうしようもないわけなんです。私といたしましては、もうローリングの中で前倒しで来年度から、財源はどうなるかわかりませんが、

その最優先の前倒しの計画の中に入れられるお考えがあるか、ないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今日の中国の震災の問題を含めて国民的な課題になっておるというのも承知しておりますし、とにかく今、前からもずっとお願いしておるんですが、海田町の建物がちょうど今40年余りで、一気に改装をしたり耐震化をせにゃいけんものがたくさんあるわけです。そういうことから、教育委員会と一緒にこの前倒しをしたりローリングするのをとにかく早くやるように指示しておるわけですが、まだ、じゃ、ここからということも、ある程度案は出ていると思いますので、できるだけ早くやっていきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）確かに教育委員会と町部局は違いますが、教育委員会には財源はございません。町部局でございます。それは学校教育委員会ではなくて、財源をお持ちになっているのは町部局、いわば町長でございます。町長の決意いかんでは本当の前倒しで初めの計画どおりに戻すことも可能だと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のとおりでございますが、財政的にかなり緊縮予算で、あらゆる面で皆さん方にある程度の我慢をさせていただいておる中ですが、こういうことは、人命にかかわることに対しては優先せにゃいけんという考えを持っていますので、そこは検討していきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に移ります。海田職員研修についての再質問でございますが、基本計画も実施計画も明確にしているとおっしゃいますけれども、ここで明確な計画を述べていただけませんかでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）平成20年度の計画について申し上げますと、平成20年度海田町職員計画研修と題するものを当初起案いたしまして、その中で職員を対象とした職階別研修、それと、それぞれ専門的な知識を習得する専門研修、あと、希望する職員に対しまして広島県自治総合研修所、それと広島市の研修センターに対する規程が提示しております研修を行うよう計画をしております。それと、その他につきましてですが、町として行

う倫理研修、メンタル研修、交通安全講習、それと、自己啓発支援といたしまして通信教育等について年度当初に計画を立てております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）第6条の自己研修の実施計画を定める。各職員さんはそれぞれ毎年度自分の実施計画を定めておられると思いますけれども、それを総務部としたらどのように把握し、どのように指導・助言を与えられておりますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）総務課として自主研修、各課における課内研修については把握はしておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほどの平成20年度の基本方針、基本計画を総務課長として定めているということですが、今回の補正予算で研修増額になっておりました。それは当初、基本計画、今の倫理をはじめ、答弁をいただいた内容であれば、あえて当初予算よりも増額の研修費が計上されていたと私は記憶しておりますが、なぜこういう事態になっているのでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）講習の件につきましては、前副町長の事件もございましたことでありますし、その件について倫理研修を20年度の研修に追加したという事例によります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）平成20年度の予算は平成20年度3月に私たちにして議決をするわけですが、副町長の問題が起こったのは12月でございます。真摯に受けとめて今年度の基本計画実施計画を練るのであれば、内容は云々といたしましても、職員に対して研修をもっと行わないといけないという予算計上があってもしかるべきと私は考えておりますけれども、その間には臨時議会もございました。緊急性があれば、そのときにも計上できるわけですが、本当に職員全員が、この地方自治法にございました、町民の公僕としてするという基本研修、私は行われているように思えないんですけれども、その辺に対する意識はどの意識をもってなされているのでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この研修計画につきましては、毎年度当初、基本方針として掲げるものでございますけれども、先ほどの倫理研修につきましては、検討委員会の報告を待つ

た形にはなりませんでしたけれども、当初からする予定ではございましたけれども、予算的には今回上げさせていただいておるといことです。研修の意識の問題でございますが、これは公僕として当然に研修、みずから研さんすることはもとよりでございますけれども、毎年の研修計画が次年度のものを踏襲するという状況でございますので、その辺の考えにつきましてはもう1度精査しまして、より研修の密度を高めていきたいと思ます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほど質問いたしました自己研修の実施計画、また、所属長は総務課長が作成された基本計画に基づいて実施計画を定めて、それを日常の業務を通じて適切な助言・アドバイスをするわけですが、それを今まで総務課長としては把握をしていないということでしたけれども、今後は各事項の実施計画、各課の実施計画はどのような取り扱いになさるお考えでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今後につきましては、この研修計画の規定に則りまして、各課に計画の提出を求めるようにいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）根本的な、具体的な質問に入らせていただきます。この自己研修の第6条には、職員は町民全体の奉仕者としての使命と責任を自覚し、毎年度、自己研修の実施計画を定めて、常に自己研修に努めることにより、職務の遂行に必要な知識、技能及び態度を修得するよう努めなければならないと。倫理にも通じるんですけれども、ここの態度ですね。町民の皆様、全体の奉仕者としての振る舞うべき態度、これは具体的に申し上げますが、私はもうずっと長い間、町民の方から、町職員さんがあいさつがないという話は聞いておりました。そのときにいろいろなことを言っておりましたけれども、思い余って先日、ちょうど新人職員でしたが、あいさつをされなかったので、「あなたは今年の方ですね。ちゃんと研修を受けておられますね。町民の方に対してあいさつということも研修内容の中に入っておりますね」「入っておりました」「じゃ、なぜあいさつをされないのですか」「済みません」と謝られました。謝っていただくとか、いただかないとかという問題じゃないんです。新たに採用されて入った方で1カ月と少したったときに、もう研修内容を忘れられている。真摯に住民の皆様の奉仕者であるという態度、じゃ、どういう態度をとるべきなのかという最も基本的な研修すらできない、それが行

われていないという行政は疑問に思うしかありません。たまたまその日、私は町民の方2人と3階からおりておりました。そうしたら、職員の方が私に向かって「こんにちは」とあいさつされたんです。すると、町民の2人が「西山さん、職員は議員さんにはあいさつしているんですね」と言われたんです。私は穴があつたら入りたかったです。その方が言われたのは「今までずっと笑顔であいさつとワッペンもありましたよね。私は何度も役場に来ましたけれども、一度もあいさつをされたことがありません」。これは本当に苦情を聞く中の一例でございます。私は議員だからあいさつをしてほしいとかは一切思っておりません。それで、じっくり見ていると、役場の窓口には「笑顔であいさつ 明るい対応」でしょうか、こういう何か所にも出ておりますが、それを設置するときに、ワッペンをつけるときに職員にこの意義を話し、それでそれを設置されたりワッペンをつけられましたでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その趣旨については説明をしながらそれぞれの場所に置いております。それと、今のワッペンでございますけれども、これもあいさつ週間ということでその都度メールを流しまして、今月はその週間、月間であるということで、ワッペンをつけるように指導しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）いろいろ自己研修、技能の研修、知識の研修がございますが、私は基本的に立ち返って、公務員はどうあるべきか、公務員はまず基本的に何を勉強すべきか、その基本的なことをした人と、しない人の差というのは、年数がたてばたつほど、私たちに痛いほどわかってまいります。この方は年数を重ねるに連れて、自分が担当部署に行かれたときに真摯に業務を通じて知識を得ていらっしゃる人、知識を習得されている人、されていない人、一日一日が過ぎればいいという感覚で職務についていらしている人、私たちは、皆さんもそうだと思うんですけれども、言わないだけであって、それはわかります。しかし、公務員、皆様の税金で働かせていただいている、私たち議員もそうですけれども、もっと自分に与えられた仕事を真摯に自己研修、職場研修をしなければ、基本ができていないわけですから、あいさつすらできない町行政でしたら、抜本的な見直しをしていかないと、いろいろな不祥事が起こっても、これを乗り越えることはできないと私は思うんです。こんな質問を私はしたくはございません。しかし、ちゃんと規則に載っているわけですから、これをもとに積み重ねて研修をしていただきたい。です

から、規定とか、規則、条例とか、そういうのをもとにまず研修をなさる気があるか、ないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のようなことについて、私も再三、幹部会議等でもその問題を取り上げて、皆さん方にあいさつをして、各課各部においていろんな研修をするように指示しております。また、今年新しく入られた職員が1週間、10日ぐらいですか、研修をされた、公務員としての基本的な研修のいろんな冊子を増刷しまして、各部課の方へ幹部会で徹底するように、改めて公務員の意識改革をするように指示しております。そして、皆さんにとにかく明るい笑顔で海田町に来ていただくというのがモットーで、私自身もその考えでやっていますので、ご指摘のところはいろいろあると思いますので、今後ともこの問題については真剣に、前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）町長の答弁をいただきましたけれども、私は具体的に形で出ない限りは何にもならないと思うんです。ですから、言われたからといって萎縮される必要もありませんし、それを遂行されれば、私が言っているわけじゃなくて、ちゃんと出ているわけですから、その基本的なことが出ていることを皆様が自発的にされれば、何も萎縮もされることもなければ、言われたからするという意味でもなければ、何にもないわけなんです。しかし、今、町長がいろいろ答弁なさいましたけれども、現実的には幾ら研修をされても直っていないというところに何か原因があると私は思うんですけれども、町長は今まで直らなかった原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も町長にならせていただいて5年目に入っているわけですが、とにかく最初から、初めに意識の改革をせにゃいけんということで、職員の皆さんと一緒にマン・ツー・マンで15分の対談をしたり、我々の思っていることのアンケートに答えていただいたり、いろんな策をやっております。先ほどご指摘のあったように、ワッペンをつければあいさつができるというものじゃないと。とにかくあいさつして怒る者もおらんし、人より自分から先にせにゃいけんのがあいさつです。黙って頭を下げるのはだれでもするんだが、声を出してあいさつするような運動もしなくちゃいけんということもあちこちで言っておりますし、また、町内でも各種団体のところでもそういうことを強調しながら、まちぐるみであいさつのできるまちづくりをやっていきたいということで今お願

いしておるところがたくさんありますので、また改めて町の職員にも、メールじゃなしに各担当部課におきまして、そういうことについて十分やるようお願いしてみたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、人事異動の件について再質問いたします。今、重複は、課長補佐等が係長と同じ仕事なので重複という基本的な考え方で異動をしておられるという答弁をいただきました。私は、今回もこの自治体のスリム化と職員という定義の中で書いてあったわけですが、とにかく人材育成という観点です。ましてや、海田町は団塊の世代の方が退職された後、それも数年前から、定年退職の前にやめられている方が20数名いらっしゃいます。それに加えて、この数年間で団塊の世代が退職されますと、10年間採用されていない、一番今から重責を担っていくべき階層の方が抜けている状況でございます。そういたしますと、能力を開発させてあげて人材育成をするためには、私は課長は、職員さんをはじめ、係長さんをはじめ、課長補佐さんをはじめ、主査とか主任とかいろいろいらっしゃいますけれども、その人たちを総括する立場にあると考えているんです。そういたしますと、課長でないと決裁できないことは課長が握るわけですが、課長の実務は課長補佐がされて、係長は新たな、今から海田町を担っていく人たちに早く係長として海田の仕事のやるべきことを育てていく。育てていないと、数年後には、10年間の採用していない大事な時期、今から海田町にとって。この10年間の欠落は補えなくなります。私は議員にならせていただいてよくわかるんですけれども、法令をもとに、法律をもとに、条例をもとに、規則をもとに行われている行政の大変さは私はよくわかりました。そうであるならば、それを必死に学び、必死に力をつけ、じゃ、それを現実的に仕事ができる役職ですね、係長からずっと上がって。早く登用して育成して全体的に底上げをしていく。私は今もうこの最後のところに来ているような気がして、今これをやめなくて、今までと同じような兼職、兼職でやっている、私はまた、言わなくていいことですが、今回の血糖値をはかるミスといいますか、配慮が足らなかった件も、やはり過激な労働、部署によっては精査する時間がないということで起こった一因もあるのではないかなと個人的には思っているわけですが、これはちょうど今回の自治体の職員に対しての月刊誌の中で「自治体のスリム化と職員」というところに、今からの役所の課題ということで書いてあるんですけれども、「職員定数の削減や予算の減少といった形で自治体のスリム化が進む中で、役所が組織としての

力を維持・向上していくためには、職員の人材育成と組織編成が非常に重要な問題となる。市長や人材配置・人材育成を担当する幹部職員が意識しなければならないのはこの点だ。具体的に適材適所を実現する。組織目的、方針、方向性など、目指すべきゴールを共有化する。スペシャリスト、エキスパートなどを組み入れた複線型人事を行う」というのがあるわけです。これを総合的に考えまして、海田のあの10年の採用していないときのこともかんがみますと、私は早急にこの兼職という考え方を見直して、課長は全課を統括するという、人材育成をするという立場に意識改革をしない限りは、急にその職責を与えられても、経験がなければまたミスが続出するというような、かえって町としての行政がスムーズにいかないと私は判断しているんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃいますように、何年間か職員採用がなかったというのも、職員の年齢層を見たらわかるんですが、しかし、それなりのその時期の事情があったというふうに判断しております。しかしながら、今ご指摘のように、適材適所、その人その人の能力を発揮する場を課・部とかいろんな形で見出してもらって、その人が適職であって、とにかく自分の天職のような形でやっていただきたいというふうに考えておりますし、また、今、行政改革でとにかくスリムにせいというのが先に走ったような現状が今日の行政改革、特に人件費の問題が一番大きくウエートがかかっておりますので、そこらの兼職の件につきましても、じゃ、縦割り行政というのが役所の関係は多いのでございますが、今、言葉の中で協働の精神というのを、横の連絡をしっかりと、そして事業を遂行したり業務をやっていくというのが各地でいろんな講演会なんかがございますので、そこらも十分また行かせてもらって、そういう形で能力主義といいますか、力のあるのはどんどんやっていただくような、年齢主義じゃない、やはり役所も改革をしなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）兼職に対しては今後どのような方針でいかれるのか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに、兼職をしておる職種によったら、本当にわずかな仕事でも兼職をしておるものもございます。例えば、これは今廃止になった農業委員会なんかは月に1回か2回しかそういう会合がなかったり、平素は余りそういう形にないものもあったり、

物によったら物すごく仕事がたくさんあったりするものがありまして、そこらもまた総務関係と一緒に精査しながら、兼職的な問題を含めて検討してみたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）では、2番目の質問でした人事異動のおおむねの年数はということで、おおむね5年という答弁をいただきましたけれども、今、5年以上同じ場所にいらっしゃる職員さんは何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）もう少し時間をいただければと思いますので。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、おおむね5年といいますと、7年とか10年とかそこにいらっしゃる方、希望に沿って配置をしている、適材適所と希望とおっしゃいましたけれども、希望がない場合には、おおむね5年以上になればやはり基本的には人事異動をされるという方針に間違いはございませんでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その者の職種によります。専門職ですとほかのポストがございませんので、長くなります。そうでない場合はおおむね5年。5年を経過した者については一応人事計画の中でリストアップをされますけれども、異動した場合のそののセクションの仕事の充実ということから、どうしても動かすことができない人材というものも若干どうしても残ってまいります。そういうものは勢い残って長くなるということがございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）希望は十分聞いて異動を実施されているというご答弁だったと思いますが、でも、海田は定数数百名の自治体ですので、それを全部希望に添えない場合もあるやと思いますけれども、大体希望に沿えて異動ができているパーセンテージはどのくらいでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）人事の件は非常に難しいですね。本人の意思も、考え方もありますけれども、今日までやってこられた仕事の内容とか能力とかということ踏まえてある程度異動をかけないと、全然畑違いのところへ行っていただいても、また落ち込んで逆にメンタルヘルスのお世話にならなきゃいけないこともありますので、ある程度の希望は把握はし

ますけれども、なかなかこの人事の問題は難しいというふうに考えております。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）先ほどの5年以上の同一箇所におられる職員ですが、現在25名でございます。

○議長（原田）先ほど西山議員の13-1というか、最初の質問で、教育委員会から答弁が正対していなかった部分もありますので、答弁についてはよく質問の中身を精査されて、わからないときには事務局を通して真意を聞いてぐらいで、正対する答弁を行うようにしてください。

これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第34号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第34号議案、工事請負契約の締結について。畝1丁目地内外において施工する海田中央第3畝1丁目地区外污水管新設工事（20-1）の請負契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第34号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書17ページ、第34号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田中央第3畝1丁目地区外污水管新設工事（20-1）でございます。工事場所は海田町畝1丁目地内外、請負金額は7,959万円でございます。請負者は、株式会社鴻治組代表取締役檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成21年3月31日まででございます。次に、入札結果についてご説明いたします。資料4の「工事入札状況」をお願いいたします。この工事の入札には、地方自治法施行令第167条の10第2項、同施行令第167条の13及び海田町建設工事執行規則第8条の規定に基づき、最低制限価格を設定しております。この入札におきまして、最低の価格で入札をしまし

た業者の入札価格はこの最低制限価格以下の金額でしたので、失格とし、最低制限価格と予定価格の範囲内で最も低い価格で入札をした業者を落札者として決定したものでございます。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料6の「工事箇所図」の1ページをお願いいたします。この工事は海田中央第3処理分区の畝1丁目及び石原地区の污水管を整備するものでございます。平面図に青色で示しておりますように、畝公園前の桜木第一踏切から畝橋北詰までの町道2号線内に200の污水管を260.9メートル、また、畝橋北詰から山陽本線に向けての里道内に200の污水管を12メートル、畝橋から約90メートル下流でございますけれども、資料図面の上に破線を入れております箇所ですが、ここに取付け管の推進を150の污水管を6.5メートル、合わせて279.4メートルを推進工法で布設するものでございます。また、ピンク色で示しておりますように、町道2号線内に面整備のための口径200の污水管を125.6メートル、町道53号線内にも同様に口径200の污水管を36メートル、合わせて161.6メートル、素掘りによる開削工法で布設するものでございます。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることと思っておりますが、ご理解とご協力をいただきながら、安全を期して工事を進めてまいりたいと思っております。なお、工事期間中の一般車両等については片側通行として予定しておりますが、工事の状況により、安全のために通行どめとすることもあります。歩行者等につきましては、安全を確保して、できるだけ通行できるようにしたいと考えております。2ページ目に標準的な断面図を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本議員。

○12番（崎本）最初に、予定価格の何%で落札されたかを1つ。

それと、今、入札書の先に計算書と積算書、これを金額にかかわらず提出するように、県でも市でも近隣の市町村は多分やっておられると思いますが、海田町ではそういうことはやっておられますかどうか、そこを。2点だけ最初をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、落札率でございますが、76%でございます。

それから、2問目の広島県あるいは広島市で行われております工事費内訳書の提出ということでございますが、広島県・広島市におきましては予定価格の事前公表を行っておられるということがありまして、入札の前に入札書とあわせて工事費内訳書を提出するということでしておられます。海田町においてはその制度を採用しておりません。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）最近は予定価格を言われましたが、予定価格を県は出すようにされた。以前は予定価格がなくても提出はせにゃいけんかったんです。自分がやっておるんじゃけん、わかるんじゃが。じゃけん、今の答弁は違いますよ。予定価格を言われたから、今の積算書を出せという。それ以前から積算書は、談合や何じゃかんじゃがあっちゃいけんから、各社が入札書を提出する前に積算書を先に提出しなさいと。それで、執行官がその積算書と入札価格を照らし合わせて適正か適正でないかで入札を執行されよったんです。だから、今の答弁は、私も何十年も県の入札に参加しておるから。だから、今の談合問題や何じゃかんじゃがあったから、前はそういう談合情報が入ったら、入札を待って積算書を出しなさいとなったんじゃが、もう大分前から積算書を先に出せというようにはなっておりますが、その点に対してどう思われるか。だから、あってからでは遅いから、何でも、どうせ積算せにゃ入札できんのじゃから、積算書でも計算書でも先に提出してもろうて、それで参考にされたらいいんじゃないですか。別に悪いことじゃないんじゃから。その点はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）海田町では今その制度を採用しておりませんが、以前から申しておりますように、入札制度の改革・変更について今年度見直しを行っております。この見直しの中で、議員がご指摘の工事費の内訳書、積算書等の提出についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）お尋ねしますが、これは予算のときに関連するのかもわかりませんが、認がないのに、推進でやる区域ですね、果たして必要なのかどうかというのが疑問に思ってくるんですが、どうなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今のご質問でございますけれども、将来的なことを考えて、やはりやっておくべきというふうに認識して、ないところに、たとえ田であっても畑であって

も、一応入れるようにしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）わかった。じゃ、この前後はどうなるのか。今から先ですね。この前と後ろ、上流と下流のことを。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今年度、最終的には今の畝橋の北詰から上流まで計画を持っていき、施工いたします。下流側については、下流側の桜木踏切のところについては今年度、今JRと協議中でございますけれども、施工を予定していただく。下流側については既に供用開始をかけておるという状況でございます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今、推進工法でなぜやるかという部分が抜けておったと思いますが、推進工法と開削工法の違いというのは、もうご存じと思いますが、掘削する深さが深いということで、こういう工法でっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞いたのは、推進工法でやっておるところが必要ないのではないかと聞いてただけのことで、それはいいです。

そうすると、今の線路を越して向こうの県道の関係、これとはどういう連絡になるのか。単独で污水管を埋設するのかなど、それをお尋ねします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）県道につきましては、現在施工が終わっておると言いましたように、カツヤさんのところまでずっと県道がありまして、瀬野川を横断して今の地下道のところまで行ってずっと国道のバイパスまで管がつながっております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）資料6のページの1ですけれども、今、佐中議員が下流はどうなるのかと。もう供用していますと。私の認識不足かもしれませんが、ここの石原公園に、もう古いですが、トイレが設置されておりますけれども、じゃ、このトイレは下水道に接続されているのでしょうか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）石原公園のトイレは今年度取るようにいたします。この工事で取るようにいたします。

- 議長（原田）西山議員。
- 9番（西山）確認させていただきます。この図面でいきますと、その石原公園のトイレのところまで工事は行っていなくて、もうそこまでは管が来ているという先ほどの佐中議員の答弁だったと思いますが。
- 議長（原田）下水道課長。
- 下水道課長（野間）石原公園といいますが、水道を使われるところが便所の施設があるところまでを持ってきて、全部石原公園のところまでずっと引っ張るというところではございません。
- 議長（原田）下水道課長。
- 下水道課長（野間）石原公園のトイレについては、この工事が終わった後、その後につなげるようにいたします。
- 議長（原田）前田議員。
- 13番（前田）13番、前田です。資料6の2ページのところに断面図があるんですが、污水管、径が200と書いておるんですが、これの深さは何メートルの位置にあるのか。これは単なる、1ページを見ると素掘りとなっておりますね。トータル161.6メートル。これの深さがどれだけの深さかということ。管は斜めになるので、深いところも浅いところもあろうし、県道との接続部分、いわゆる53号、このところを含めて全部そうなのかどうかということ。
- 議長（原田）下水道課長。
- 下水道課長（野間）2ページ目に示しております①-①の断面でございますけれども、平面図で示しております①-①と書いてある付近が、鋼管の污水管が3.4メートル。サブ管をそこには入れますので、約80センチぐらいの深さのところには管が入る予定でございます。踏切のところの土かぶりでございますけれども、3.5メートルぐらいの深さでございます。畝橋の付近でございますが、これが3.58ぐらいの深さになっております。
- 議長（原田）53号の素掘りの土かぶりは80センチのことでよろしいですかとお尋ねです。
- 下水道課長。
- 下水道課長（野間）53号線につきましては80センチから大体1メートル20ぐらいの土かぶりで計画しております。
- 議長（原田）建設部長。
- 建設部長（久保）今、土かぶりの説明をさせていただきましたが、なぜ素掘りかという

ことでございますね。その点につきましては、1メートル50以上深くなれば、開削工法でも矢板等が要りますが、1メートル50までにつきましては素掘りで施工するというふうに基準的にもなっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。宮坂議員。

○10番（宮坂）仕様書の閲覧の日なんですけれども、これは5月1日になって、入札が5月22日になっていますよね。今日議決があって、議決の翌日から恐らく契約になると思うんですけども、一般的に言うと、この1日のころというのはゴールデンウィークになってくるわけですよ。僕は業者の肩を持つわけじゃないんですけども、3、4、5、6の辺は外していると言われるかもしれませんが、恐らく業者としてみれば、この期間、入札が入ったら、その間ずっと積算せにゃいけんわけですよ。幾ら休みといっても、公務員とか大企業は休みなんですよ。だけど、こういった小さい業者、この辺は準大手ぐらいなんですけれども、その辺のことを考えたら、仕様書閲覧を1週間以上延ばしてゴールデンウィーク明けにやって、それでもまだ、今日議決になりますから、どうなるかわからんけれども、十分時間があると思うんです。そういった業者の積算する期間をもうちょっと考慮してあげてもいいんじゃないかと思ったんですけども、その辺の考えはなかったんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）確かに言われるとおり、仕様書の閲覧は5月1日、ゴールデンウィークのさなかでありました。ただし、仕様書の閲覧から入札日までの日数、これだけの大きな工事であれば、中20日間要するというふうなこと、それと、入札から仮契約までと、仮契約を結んで初めて議案として提出できるということの日程を考慮したら、どうしてもその時期になってしまったと。私どももゴールデンウィークを外してやりたかったんですが、どうしてもその日程がとれなかったということで、今回はこの日程でさせていただきます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。予算の概要の中で、ガス管の移設工事というのがあるわけなんですけれども、これはどれぐらい入っているのでしょうか。

○議長（原田）三宅議員、どれぐらいというのは何をどれぐらいの質問でしょうか。

○3番（三宅）金額的にも、長さというか、そういう感じで。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）ここの20-1につきましては、ガス管の予定を一応200万ほど予定しております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第35号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、工事請負契約の締結について。寺迫2丁目地内外において施工する海田東第1寺迫2丁目地区外污水管新設工事（20-5）1工区の請負契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第35号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書18ページ、第35号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田東第1寺迫2丁目地区外污水管新設工事（20-5）1工区でございます。工事場所は海田町寺迫2丁目地内外、請負金額は9,397万5,000円でございます。請負者は江草興機株式会社代表取締役江草将史でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成21年3月31日まででございます。なお、入札結果につきましては資料5の「工事入札状況」をご参照ください。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料6の「工事箇所図」3ページをお願いします。この工事は、海田東第1処理分区寺迫2丁目及び稲葉地区の污水管を整備するものでございます。平面図に示しておりますが、青色が推

進工法、紫色が矢板による開削工法、ピンク色が素掘りによる開削工法でございます。金丸橋上流部の唐谷川横断と、金丸橋から町道9号線を下りまして寺迫会館手前40メートル付近まで、パイ300ミリの污水管を推進工法で169メートル施工し、工事箇所図の工事箇所中央部を矢板と素掘りによる開削工法でパイ300の污水管を40メートルと32メートル、合わせて72メートルを布設するものでございます。また、町道111号線に200の污水管を推進工法で25メートル施工し、寺迫会館手前40メートルから上流部に面整備のためのパイ200の污水管を矢板及び素掘りによる開削工法で32メートル及び15メートル、合わせて47メートル布設するものでございます。工事の施工につきましては、付近の住民の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることがございますが、ご理解とご協力をいただきながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、この工事の期間中、一般車両につきましては片側通行としますが、工事の状況により、安全のために通行どめとすることもあります。歩行者等につきましては、安全を確保して、できるだけ通行できるようにしたいと考えております。4ページに標準的な断面を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本議員。

○12番（崎本）これは落札価格は何%でしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）98%です。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○14番（住吉）先ほどご答弁がありましたが、開削工事で矢板、素掘りになっておるといのは80センチ、250メートルじゃなしに1メートル50以下といのは80でも矢板で素掘りにしておるけれども、その理由は。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今80と言ったのは管の上の土かぶりでございます、管の掘削は1メートル50が基準でございます。開削工の素掘りと矢板による基準が1メートル50と申したのはそのことでございます。今ここに示しておるのは土かぶりの管の管底の上の管をあらわしておりますので。

○議長（原田）ほかに。住吉議員。

○14番（住吉）今のはちょっと納得がいかんのじゃが、さっきの分の工事では80になっ

ておるんじゃが、この分は土かぶりじゃなしに開削、そこまでが。今の分は土かぶりが80で、一番底までは150以上あるということなんですね。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）この標準断面でございますが、3ページを見ていただきますと、①ー①についても②ー②についても80センチの土かぶりのいわゆる浅い部分の開削工法の位置になっております。それからずっと今度は矢板の開削工法の紫の部分がございまして、これについては、受けます敷地面積が、奥行きが広いので、だんだん深くしていかなといけんということで、これは深くなっていきますので、開削工法でやらせていただくというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。今、落札率が98%ということですが、違っておったら違っておったでいいんですが、当初は1億2,000万というふうに記憶しておったと思うんですが、それが何ぼじゃったかということで、そこらの数値の違いを説明願いたい。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）この海田東第1寺迫2丁目地区外污水管新設工事（20-5）の1工区でございますけれども、これにつきましては予算で説明させていただいたのが、曾田地区とこの地区を2つに分けて、2つで予算を計上しておりました。ここの予算の計上につきましては、町道9号線と曾田を合わせて1億1,500万で計上させていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第36号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第36号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。後期高齢者医療制度の創設に伴い、社会保険各法の被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者に移行した者の負担を軽減するため、国民健康保険税の減免措置を新たに設けることから、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、第36号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。資料7の「海田町国民健康保険税条例新旧対照表」をご用意いただきたいと思います。今回の改正は、第26条「国民健康保険税の減免」第1項第4号の次に第5号を加えるものでございます。

内容につきましては、資料8の「海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨」に沿って説明いたしますので、ご用意をお願いいたします。今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者、制度創設後に75歳に到達する方、または65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が被用者保険、すなわち健康保険法などに規定する健康保険など、国民健康保険以外の保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方、以下「旧被扶養者」と申しますが、この方について、被用者保険の被扶養者であった期間は保険料を負担されていなかったのに対して、国民健康保険の被保険者となったことで、新たに国民健康保険税を負担していただくことになるため、旧被扶養者であった方、年齢的には65歳から74歳の方になりますが、2年間、後期高齢者医療制度と類似の保険税負担の軽減措置を講じようとするものでございます。また、制度創設後に75歳に到達される場合には、到達後の2年間が減免の対象となります。減免の内容ですが、応能保険税については、申請によって、旧被扶養者に係る所得割と資産割を所得や資産の状況のいかんにかかわらず免除するものでございます。また、世帯の軽減判定の際は、旧被扶養者に係る所得については判定の対象といたします。次に、応益保険税については、申請により、7割軽減、5割軽減に該当する場合を除き、旧被扶養者に係る被保険者均等割を半額に減額するものでございます。また、旧被扶養者のみで構成されている世帯については、世帯別平等割を半額に減額するものでございます。

議案書の19ページをお願いいたします。附則ですが、この条例は公布の日から施行し、

平成20年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）よくわからないので、お尋ねいたしますが、息子さんの扶養で今までゼロであったのが掛けるということになって、大変な社会問題になるということで多分これが出てきたんだと思うんですけれども、応能保険税というものが具体的に出ておりますが、広島県では7.18%がこれに該当すると思うんですが、これが2年間免除されるということなのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）後期とこんがらがっておられるのではないかと思いますから、もう1回説明いたします。このたびの改正、減免ですけれども、例えば75歳で、被用者保険ですから、会社勤めをされていた、高齢でも会社に雇われていて、その保険に入っていた方が、後期高齢制度に伴ってご主人の方が後期高齢の方に行かれて、残った奥さんの方はもともと扶養ですから、保険料を払っておられなかった。このたびの制度によって、奥さんは国民健康保険税の対象者、保険者になります。今まで掛かっていなかったのに掛かりますから、それでは急激に負担が増えることになるので、つまり掛かっていないものが掛かり始めるわけですから、2年間に限って、応能の部分については見ませんと。免除ですから、全く掛けません。応益に相当する部分の均等割は半分。平等割については、先ほどの説明の中で、夫婦2人ですから、例えば78歳と70歳の夫婦がおられた場合に、奥さんだけのものについては世帯割を半分にしますと。ただし、78歳の旦那さんと70歳の奥さんと、そのまた子どもで40歳の息子さんがおられたら、その世帯は2人といえますか、そういう場合には当然平等割は半分になりませんよと。だから、今回の改正はごくごく限られておまして、それも、奥さんも65歳から74歳までの方に限りますよという改正になります。また、該当については、調べましたら、現段階では3世帯と申しますか、3名の方が該当者に上がっているようでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）制度そのものが余り把握されていないんです、私の方が。今まで国保に、その下に支援部分があって、介護部分があったんですね、国保税の中に。そうしたら、この支援部分の中にこれが該当するという説明ですか、今のは。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほど来申していますように、被用者保険です。ですから、あくまでも国保ではありません。会社勤めをしておった方の話をしております。ですから、75歳以上まで勤められるわけですから、現役といえれば現役ですけれども、その方が、制度が変わることによって、本来は社会保険等に入っておられたものが、制度の改正によって75歳以上の方は後期高齢に行きますと。その残った奥さんの人はもともと扶養なので、ゼロであったんですよと。ただし、その方は今後は国保に入ることになりますので、新たに負担が増えます。そのために、2年間に限ってこういう減免措置をとろうということでございます。

○議長（原田）ほかに。岡田議員。

○4番（岡田）よくわからないんですけども、ここに後期高齢者医療連合の障害認定を受けた方と書いてあるんですけども、例えばいわゆる重度心身障害者の方で障害認定を受けた方がおられますけれども、この方は今までの老人保健から今度は後期高齢に、海田町では選べるのか、そのまま機械的に移行するのかでまたこれは変わってくるんじゃないかと思うんですけども。今の適用の方が何人かおられると思うんですけども、その辺のところをお願いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）海田町といいますか、広島県の広域連合の場合は、これは対象者は任意でございますので、ご希望により、老人保健時代に老人保健の方に入られていた方は、後期へ行くと言われれば後期の方で登録し、脱退して国保に行くということであれば国保へ行く。これは任意であります。現在、後期の方に移られた方が115名おられます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今115名、その方は今度のこういうふうな制度の対象になられるんですか、今の減免するというのは。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほどの後期高齢の話と国民健康保険とやっぱり混同しておられるみたいなので。もともと国保に入っておられた方がそういう選択をできる場合と、この減免の話をしているのは、例えば70歳にしてまだ現役であったと。現役であったけれども、何かの障害を受けられて、その場合には前倒しで後期高齢に行けますという制度が

あるということです。ですから、国保にもともと入っておられた方の移動部分と、被用者保険に新たに、このたび始まったんですが、その制度によって動く人が対象が違いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第37号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第37号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第1号）について。平成20年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,360万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,339万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第37号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9の「平成20年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。2ページから11ページにかけて職員給与費事業の増減を行っておりますが、平成20年度当初予算に反映できなかった人事異動に伴うものでございます。

それでは、職員給与費事業以外の内容について、事業ごとにご説明いたします。2ページの総務費の総務管理費の人事管理費の人事管理一般事務事業につきましては、額の確定により退職手当組合負担金を1,367万円減額するものでございます。次に、職員計画

研修事業につきましては、職員の倫理研修を実施するため、講師謝礼として8万円を増額するものでございます。3ページをお願いいたします。財産管理費の財産管理事業につきましては、南本町地内の町有地水路改修等工事として122万6,000円を増額するものでございます。企画費の住民活動センター運営事業につきましては、人事異動に伴い臨時職員が不要となったため、261万5,000円を減額するものでございます。コミュニティ推進費のコミュニティ推進一般事務事業につきましては、各種団体の活動支援を目的に、イベント等で使用する組み立て式ステージを購入する費用として170万円を増額するものでございます。この事業につきましては、後ほど歳入でもご説明いたしますが、事業費のすべてが財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金で措置されています。

4ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、育休職員の業務を臨時職員で対応するため、59万円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計の職員人件費の増額に伴い、繰出金8万1,000円を増額するものでございます。福祉医療費の後期高齢者医療繰出金事業につきましては、後期高齢者医療制度本算定対応業務委託を行うことに伴い、繰出金472万5,000円を増額するものでございます。6ページをお願いいたします。民生費の保育所費の保育促進事業につきましては、退職した職員の業務を臨時職員で対応するため、223万9,000円を増額するものでございます。ひまわりプラザ費のひまわりプラザ運営事業につきましては、退職した職員の業務を臨時職員で対応するため、222万3,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の保健センター総務一般事務事業につきましては、退職した職員の業務を臨時職員で対応するため、103万6,000円を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の町道改良事業につきましては、上市地内の町道36号線道路改良工事として160万円を増額するものでございます。都市計画費の都市計画総務費の都市計画総務一般事務事業につきましては、まちづくり指導嘱託員の配置のため、248万9,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。教育費の中学校費の学校管理費の中学校特別支援教育事業につきましては、特別支援介助員の社会保険料28万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。1ページをお願いいたします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、2,330万9,000円減額するものでございます。

諸収入の雑入の派遣職員負担金につきましては、福祉事務所への研修派遣職員の負担金として800万円増額するものでございます。次に、宝くじコミュニティ助成金につきましては、歳出でご説明いたしましたコミュニティ推進用備品購入に対する財団法人自治総合センターからの助成金として170万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第37号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,360万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億3,339万1,000円とするものでございます。

以上で平成20年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）数点質問いたします。まず1点が、資料9の2ページです。先ほど一般質問いたしました職員計画研修事業で、今回8万の増額補正ですけれども、当初予算3万6,000と記憶しているんですけれども、倫理研修の8万円の内訳といいますか、それを。

次に、3ページの財産管理事業の水路改修等工事の122万6,000円。これは全員協議会で無償貸与するためのフェンスとか水路改修工事ということだったんですけれども、根本的な質問をいたしますが、私たちに全員協議会で配られました資料を見ますと、平成19年8月に海田なかよし実習所が建設計画を持参し、そのときには鉄筋2階建て、建設費用6,600万。そのときに町といたしましては、運営計画、資金計画、償還計画が全く未定であるから、実現可能な計画となるよう再考するよう指導して終わっております。その次に、平成20年1月に資金借入のめどがついたのでどうにかしてほしいという協議を出されにいられています。20年2月25日には建設計画と工事工程表を持参されて、そのときには平屋で、工事費は書いてありません。それで本日に至っているわけですが、質問の中で、じゃ、今回具体的な平屋は建設費用幾らですかと質問いたしますと、2,800万だと。じゃ、資金は幾らありますかと言ったら、2,400。あとの400はどういたしますかと言ったら、この平成20年1月には資金借入のめどがついたと。20年2月25日には、めどがつかないので、あとの足りないのは保護者で毎月返済していきますということなんです。私は果たしてこういった資料内容で私たちに認めろというのには随分、建てること

に対して私は反対はいたしませんし、今回フェンス、溝工事をするという事はもう契約を今から締結して工事が始まっていくと思うんですけども、まず、こういう資料しか出せなかった原因はどこにあるのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、海田なかよし実習所の資料の中身についてでございますが、一応皆様にお示しいたしましたのは、あくまでも、なかよしから出された事実を記載したものでございます。平成20年1月におきましては一応なかよし側としては資金繰りがついていたというような説明を受けておりましたので、その内容で整理させていただきました。それから、今回の2月28日におきましても一応建設計画の中身で皆様にお示ししました平面図、立面図、建設のスケジュールをもって、これでいいかというような打診があったのみでございます。そこらあたりを町で後から整理したものでございます。ですから、皆様にお示ししました経緯につきましては、なかよし実習所から出されたり意見をいただいたそのまますを提示させていただいたものでございます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）先ほどの計画研修の講師謝金ですが、1日2時間として5回分を計上させていただきます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今回、工事の予算が計上されているわけですが、全員協議会で無料使用借用契約書を私たち議員に配付されたわけですが、その第3条の3に「小規模作業所の運営に関する事業」、4「その他、乙の目的を達成するために必要な事業」、この2つの事業は、営利目的ではないにしても、収入がある事業だと私は判断しているわけですが、果たしてそれが無料貸与に該当するという確信がえられるかどうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今のNPO法人海田なかよし実習所につきましては、その事業内容についてうちの方で検討した結果、無償貸与という形で行おうということで決定しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）現在、運営計画、資金計画ですか、償還計画の書類が提出なされているかどうか。

もう1点は、この資料の8ページの町道改良事業、36号線道路改良事業ですけども、

この図面を見させていただき限り、これは私有地になるのではないかとと思いますが、ここを詳しく説明を願えますか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）事業計画につきましては、当初NPO法人の法人格を得るに当たりまして、現在の福祉的な作業に加えて生活介護とといいますか、食事の提供であるとか、ふろの提供であるとかというようなことも含めて将来的には事業を展開したいということではございましたけれども、現在提出されております平面図等建設計画に基づく限りにおきましては、今の福祉的な作業しかできないというふうに聞いております。それから、資金計画につきましては、先般全員協議会でご説明したとおりでございます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）町道36号線につきましては、用地につきましては寄附と買収を既にいたしております。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）もう少し詳しく経緯を説明させていただきます。今年の2月の終わりが、28日なんです、地主であります不動産業者に対しまして道路拡幅の協力をお願いしたところ、協力が得られましたので、そこを建築後退線部分は寄附していただいて、残りの部分は買収させていただきました。

○議長（原田）ほかに。多田議員。

○8番（多田）町道36号線のことで私もお聞きしますが、どの部分を買収されて、どの部分を寄附されたのか、そこを詳しく。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）資料の11でございますが、一応左側から0.6メートルと2.8メートル、これが現道の幅員でございます、あわせて3.4メートル、そのうち、ですから、建築後退線分が約30センチ、残りの90センチが買収部分で、全体で1メートル20を拡幅するものでございます。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）じゃ、道路の形状なんですけれども、2.8メートルですね。あそこは、ご存じのように、低くなっておりますね。道路から今の敷地が下がっておりますが、この新たに加える1.2メートルというのはかさ上げをするということですか。ただ、この金額でできるかどうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）言われるように、宅地の方は下がっておりますので、道路がちょっと上っていますから、その関係でこういうコンクリート擁壁をやるようにしております。それで、あの金額で、延長が22.5メートルで、擁壁自体も全体で標準的に70センチぐらいの高さですから、あの金額でできます。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅ですけれども、今の町道36号線のところ、長いこと不在というか、戸建てで角地に家があったわけなので、今は解体してきれいになっております。それで、今、多田議員が言われたように、1.2メートルの拡幅で、私は持ち物はまだ個人の所有だろうと長いこと思っていたんですけれども、今おっしゃるように、不動産業者ということで。それで、1.2メートルの部分で、買収が……。その辺がちょっと。結構広いんですよ、幅が。縦も長いしということで。だから、寄附が1.2メートルで、買収が、もう1度そここのところをお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）標準的なものですが、現道より1.2メートル拡幅するわけですが、そのうち約30センチ部分が建築後退線で寄附していただいた部分で、残りの90センチが買収した部分になります。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）じゃ、その幅、残りの部分はもとの持ち主のままということですね。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）残りの部分につきましては、不動産業者の方が他の方に既に転売されております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。資料の3ページ一番上、工事請負費。南本町地内ということですが、これが過去、全協においても言うておりますが、家屋番号がついたときに問題が起きるのではないかとということで、分筆しないということですが、これはやっぱり分筆すべきだろうと。恐らくこれは公でやれば職権で、分筆費用はかからないはずなんよね。ですから、将来のことも考えて、最悪の事態を考えて分筆すべきじゃろうと思うんですが、ここでは単にフェンスだけで赤線でやっておるわけですが、言いかえれば、自由に動くということもありますし、将来的には1つの土地として全部、その一部

分ということになると、フェンスが壊れたり何かしたときに、その部分というても線引きがはっきりしないといういろいろな問題が出てくるんじゃないか。ですから、そういうことで、はっきりくいを打って分筆しておくべきだろうと考えますが、頑としてやらないのかどうかということで、後々のいろいろなトラブルを考えたとき、ぜひやるべきであろうと考えますが、その辺についてはどう思いますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）分筆を行うかどうかということでございますが、今回のはあくまでも貸し付けということを行いますので、分筆をする予定はございません。境界については境界ぐいをしっかり打っておりますし、わかるような状態になっておりますので、分筆をする予定はございません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再度言いますが、くどいようですけれども、家屋番号がついたときは地番と家屋番号とが同じなんよね。だから、全部と解されるというようなこともあるわけよね。だから、地番をこれは後々のためにもやっておくべきじゃろうと思うが、頑としてやらんと言うのならしょうがないけれども、これは大変な問題が起きる可能性があるわけよね。だから、その辺を慎重に物事を運ぶべきじゃないかと思いますが、それでもやらないと言うんじやから、それ以上のことを言うてもしょうがないがね。どうなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今のところ、分筆する予定はございません。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○3番（三宅）それでは、また8ページなんですけれども、まちづくりの指導員の嘱託員ということなので、5月から児玉部長が帰っていらっしゃるということなので、一応この前お会いしたんですが、人選の経過と、非常に失礼かもしれませんけれども、費用対効果といたしますか、そういった面はどのようにお考えだったのか、お聞きします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今回の児玉さんの雇用につきましては、都市整備課の職員が減となったこともございますが、事務に精通した貴重な人材として、即戦力として必要ということで今回雇用したという結果でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第6、第38号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第38号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、人件費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ32万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,799万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(加藤) それでは、第38号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。資料12の「補正予算説明書」をお願いいたします。2ページの歳出からご説明いたします。地域支援事業費の包括的支援事業の職員手当32万4,000円を増額は、住居手当新規1名分でございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。国庫支出金の国庫補助金の地域支援事業交付金16万2,000円を増額、県支出金の県補助金の地域支援事業交付金8万1,000円を増額、繰入金の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金8万1,000円を増額は、歳出で説明しました職員手当の増額に伴うものでございます。

それでは、第38号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億6,799万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○14番（住吉）介護保険料を年金からたくさん長年引かれ続けておりますけれども、最近この介護保険については破綻するのではないかという心配が出ておまして、このところ、極端ということもないですが、随分前からマスコミ等が取り上げております。本日も朝こっちへ来ようと思ったらテレビでやっておりましたけれども、東京、大阪等の大都市ではもう介護保険は人手不足で介護施設の空洞化が進んでおると。既に破綻を来たしておるといふようなことを大々的に取り上げております。ここらは田舎だから、まだ当分先ということになるのかもわかりませんが、それはやはり東京の付近では介護士さんの給料が安い。今は20万ぐらいしかもらっておらん。一般の職種の人から比べると20万ぐらい安いんだと。それで子どもも女房も養うていけんと、ひとり暮らしをしておるんだというような厳しいところを今日はテレビで出しておりましたがね。そういうことがあるので、我がまちではそういう心配はないのかなと。将来を考えてどうなのかということを確認いたしたい。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）国における介護報酬等の改正の問題だと思いますけれども、今後、介護職が非常に少なくなってくるということは現実味を帯びてきていることだと思いますけれども、本町においては現段階ではそういうふうなことは、これはあくまでも事業所の問題でございますので、町としてはそういうことについては問題は生じていないということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第39号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、後期高齢者医療制度本算定対応業務委託料の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,320万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第39号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料13の「補正予算説明書」をお願いいたします。2ページの歳出からご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の委託料472万5,000円の増額は、19年の所得確定に伴う保険料の本算定対応作業と、保険料徴収システムの普通徴収に係る町の納付書様式や納期の設定等に要する経費でございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金472万5,000円の増額は、歳出でご説明いたしました保険料徴収システムの構築等に係るものでございます。

それでは、第39号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,320万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料13の2ページ、今回の補正額の業務委託料の件ですけども、これは当初予算にもこの委託料はあったけれども、平成19年度の策定に対して増額になったのであるのか、それとも、本来当初予算に、数値は明確ではなかったかもしれないけれども、当初に計上しておかなければならない委託料であったのかどうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）これについては、この制度開始前に当初予算に載せるつもりで、広域連合の方で23市町を一括した一本化のシステムをつくる予定で調整しておりましたけれども、各市町がそれぞれ違うメーカーの入れたシステムということで、調整がうまくいかなかったということで、当初に載せる期限を過ぎた後に各市町の対応ということ

にならざるを得なくなったということで補正対応をさせていただきました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）さっき説明をいただきましたけれども、19年度の所得算定システムということで、これを472万5,000円ということで予算を計上しておられますけれども、所得とは別としてこのシステムを導入するということになれば、さっき西山さんが質問したように、全体のこうした運営にかかわるそういう予算は当然なされていいと思うんじゃないけれども、なぜそれができなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今まで、制度が始まる前の後期高齢者医療制度全体に係る基本部分のシステムの構築ということで、約3,200、4000万をまず。その後に被扶養者の凍結に係る軽減措置が出ましたので、そういう部分で、基本的なものはございますけれども、その後の徴収につきましては海田町というか、市町の個別の事務でございますので、それぞれで対応をするということで、当初は全体の中に広域連合が入れるつもりで用意はしておったんですが、先ほどご回答しましたとおり、間に合わなかったということで別々になって20年度の補正ということになりました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町でこういうシステム、まだ始まって2カ月そこそこありますから、いろんなシステムの方法があると思うんです。こういう制度が始まっているいろんなトラブルがあって、私が予測するのに、まだまだ費用がかさむのではないか、あるいは、広域連合からシステムをまた構築するというので、かなりの負担金をまた押しつけてくるのではないかという心配をしておるんですが、広域連合と町のやっているシステムと、この2つについて今後どのような問題が起きてくるのか、その予測はどのように感じてもらえるのか、そこをお尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）一応今回の各市町での保険料の算定のシステムが完成すれば一通りの形はできると思いますが、今、国等でいろいろと軽減措置でありますとか、いろんなことが出てきた場合には、それに対応する改修が必要であると思いますが、そういうものについては国が対応するものと我々は考えております。

○議長（原田）ほかに。岡田議員。

○4番（岡田）財源のことで聞いてみるんですけども、「補正予算書」の2ページなんで

すけれども、そこにも特定財源のその他のところになっておるんですけれども、1ページ目には一般会計からの繰入金になっておるんですけれども、あそこはどういうふうになっておるんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）この財源内訳の記載方法はいろいろあると思いますけれども、ここで言う一般財源の一般会計から繰入れるという意味ではございません。あくまでも後期高齢者医療制度の中で一般財源として取り上げる場合にはそこへ入れますけれども、その他ということになりますと、今回につきましては一般会計からの繰入金の額をその他の方で分類したものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第40号議案、平成20年度海田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第40号議案、平成20年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）について。平成20年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費を補正するもので、収益的支出を712万8,000円減額し、事業費用総額を4億2,521万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）それでは、第40号議案、平成20年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料14の一番最後のページをお願いいたします。補正予算（第1号）説明書でございます。今回の補正は、人事異動によります人件費の減額でございます。収益的支出の水道事業費用、営業費用、総係費を712万8,000円減額し

ております。内訳といたしましては、給料を413万1,000円、手当を206万2,000円、法定福利費を93万5,000円、それぞれ減額するものでございます。これは、人事異動によりまして1名減員となったことによるものでございます。

次に、第40号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成20年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、水道事業費用を712万8,000円減額いたしまして4億2,521万円とし、補正予算書第3条の予算第7条に定めた経費の金額、職員給与費を712万8,000円減額いたしまして、8,777万2,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、発議第4号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。

ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、庁舎建設特別委員会中間報告を議題といたします。庁舎建設特

別委員会から、庁舎の建設に伴う調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、庁舎建設特別委員会の中間報告を受けることと決めます。庁舎建設特別委員会委員長の発言を許します。西田委員長。

○庁舎建設特別委員会委員長(西田) それでは、庁舎建設特別委員会の調査中間報告を行います。本委員会の調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

まず、大きく1点目、調査事項。庁舎の建設に伴う調査・研究。

大きく2番目、調査の経過。1として、平成19年10月4日、第1回委員会開催。議案は庁舎建設候補地(案)について。2番目、平成19年10月25日、第2回委員会。同じく庁舎建設候補地(案)について。3として、平成19年12月17日、第3回委員会。庁舎建設候補地(案)について。4番目、平成19年12月26日、第4回委員会。町民意向調査の検討について。内容は、1、調査結果の位置づけ、2、調査対象とすべき候補地、3、調査方法・調査項目、具体的に属性、設問、4、その他、5番目として、平成20年2月15日、第5回委員会。町民意向調査について。次回委員会の開催について行いました。6番目、平成20年4月10日、第6回委員会。庁舎移転に係る町民意向調査の結果について。候補地の比較と選定について。7番目、平成20年4月15日、第7回委員会。庁舎移転に係る町民意向調査の結果について。候補地の比較と選定について。8番目、平成20年5月14日、第8回委員会。庁舎建設候補地について。9番目、平成20年5月23日、第9回委員会。庁舎建設候補地について。

次に、大きく3番目、調査の概要及び結果について報告いたします。

1番目、平成19年10月4日、第1回委員会におきまして、アとして、冒頭、委員のみで委員会の進め方等について協議。委員会として、庁舎移転の候補地について平成20年3月までに決定、中間報告は結論を出す目標時期を設定するものであるとの方針を確認した。その後、執行部により候補地選定の視点などにかかわる資料の説明を受け、質疑応答を行った。執行部は7カ所の候補地を検討し、それを3カ所に絞った上で案を提示していたが、3候補地以外の候補地についても議論が及び、次回委員会において、残る

4 候補地について追加資料の提出を求め、さらに協議を行うこととした。イとして、今回の委員会開催について協議した。

2 番目として、平成19年10月25日、第2回委員会において、アといたしまして、第1回委員会で追加要求のあった資料が事前に配付されており、これについて執行部の説明を受けた。庁舎移転の候補地は執行部の提示した3案から7案に増加され、あわせて、それぞれの候補地に関して現況把握を行った。各案に対する委員からの質疑・意見交換により、候補地選定の視点、土地利用構想に係る理解を深めた。今回は検討指標の設定について検討することとし、財政的判断が可能となるよう、補償額についても考慮した資料の作成を依頼した。イとして、今回の委員会開催について協議しました。

3 番目、平成19年12月17日、第3回委員会において、アとして、前回の委員会での協議を踏まえ、検討指標の設定に関して7カ所の候補地についてメリット・デメリットなどの説明を執行部から受け、質疑・意見交換を行った。これまで将来性、総合基本計画との整合、制限・制約、経済性について議論してきたが、経済性について、より慎重な質疑を実施した。今後の協議に当たり、民意を把握するべく、候補地を絞った上で住民アンケート調査を実施することとし、次回委員会でアンケートの信憑性などを確認するため、調査の原案について執行部に提示を求め、委員会としてその調査内容を決定することとした。イとして、今回の委員会開催について協議いたしました。

4 番目、平成19年12月26日、第4回委員会。アとして、第3回委員会の協議に基づき、町民意向調査の概要（案）について執行部から説明を受けた。候補地の数について議論した結果、当日配付された資料に掲げられている3候補地、具体的に現在地、町営プール跡地及びJR海田市駅南口を調査対象とすることで了承を得た。続いて、意向調査の結果に対する委員会としての取り扱いについて「尊重する」か「参考にとどめる」かを協議した結果、「尊重する」こととし、専門家に調査を委託して、その結果を踏まえ、本委員会で庁舎位置を選定し、4月末までに中間報告を出せる形のスケジュールを進めることに決した。イ、今回の委員会開催について協議しました。

5、平成20年2月15日、第5回委員会。アとして、町民意向調査について、配布を予定している調査票・参考資料について執行部から説明を受け、質疑を行った。調査内容や表記・表現などについて意見が出され、可能な部分については執行部で対応することとなった。新庁舎に併設すべき施設を問うことについては採決の結果、当該質問は設けないこととなった。また、回収した調査票の扱いは執行部と業者に任せることで一

致した。なお、執行部は調査への協力を町ホームページで呼びかけることとし、配付資料の修正についても執行部に任せることとなった。イ、次回の委員会開催について委員長一任としました。

6として、平成20年4月10日、第6回委員会。アとして、冒頭、委員のみで、本日の会議の進め方等について協議。結果として、まずは町民意向調査の結果について執行部から結果を聴取し、議論については、後日改めて委員会を開催して行うこととなった。なお、執行部の説明終了後、結論を出すタイムリミットについて、後日、執行部から回答を得ることとなった。イ、次回の委員会開催について協議しました。

7、平成20年4月15日、第7回委員会において。アとして、まず、前回委員会での結論のタイムリミットについて、執行部から庁舎移転と地区計画などの案の作成手順に関する条例を分けて整理するのであれば、6月定例会が限度との回答があった。次に、調査結果報告書に関する質疑を行ったが、各委員からは個々の主張に基づいて質疑が展開された。執行部に対し、改めて時間的限度を確認したところ、6月定例議会までであるとの答弁があったため、後日の委員会で採決を行い、臨時議会または6月定例議会で中間報告を行うことで一致した。イとして、次回の委員会開催については、委員長一任となりました。

8として、平成20年5月14日、第8回委員会。アとして、これまでの経過・審議状況を踏まえ、庁舎の移転先としてどの候補地がふさわしいか、各委員が述べてはどうかとの、議事の進行に関する発言がなされました。各委員が個々に発言した結果、現在地、プール跡地、海田市駅南口の3候補地以外に、さらなる慎重審議を求める意見が出された。なお、欠席の委員があったため、次回で意見聴取後、委員会としての方向を出す旨、確認した。イとして、次回の委員会開催について協議しました。

9番目、平成20年5月23日、第9回委員会。アとして、冒頭、前回欠席であった委員の意見を聴取した。これにより、全委員が意見を述べた結果、次のとおり意見集約された。現在地2名、プール跡地6名、海田市駅南口1名、その他（さらなる慎重審議）が4名。イとして、委員から執行部に対して次のとおり、各候補地に関する詳細について資料請求の要求がなされたので、委員会として資料請求することと決定した。まず、現在地について。西側の敷地は、別途協議で将来買い増しするのか。2、費用は安くつくが、仮庁舎が必要とあるが、もう少し東側を買い足すことについてはどう考えるか。次に、町営プール跡地について。広島市との協議はどのようになっているのか。また、昭

和48年の協議内容は。2番目、広島市の持ち分である3分の1すべてを買えと言われたらどうするのか。3つ目、複合施設（文化ホール）はどうするのか。建設の場合、用地買収の追加はどうか。その場合、現在の1億7,000万円以上の支払いはどうか。4番目、複合施設（文化ホール）の場合の駐車場はどのように変わっていくのか。6番目、防災機能の面で一番条件が悪いと思われるが、対応をどう考えるか。次に、海田市駅南口について。1番目、再開発と庁舎建設はどのように位置づけているのか。2番目、文化ホールはどのようにするのか。3番目、庁舎が建たなければ、民間が再開発をどのように進めるか。4番目、地権者との協議は。

ここまでが今まで行ってきた庁舎建設特別委員会の経過並びに内容報告でございます。以上で終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により庁舎建設特別委員会からの中間報告を受けたものですので、庁舎建設特別委員会中間報告については、これをもって終結いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成20年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後4時12分 閉会